

家庭裁判所の子の監護に関する手続きを経験した人への調査結果ならびに家庭裁判所への要望

2022 年 11 月 8 日

シングルマザーサポート団体全国協議会(全国 31 団体)※

千田有紀(武蔵大学)

熊上崇(和光大学)

※6 月 22 日時点で 31 団体であったが、11 月 8 日現在 32 団体となっている。

【要約】

離婚後の子どもの養育に関する WEB アンケート調査(「シングルマザーサポート団体全国協議会(全国 31 団体)の会員を対象、有効回答数 2524」)のうち家庭裁判所の調停を利用した 1147 人の調査結果を報告するものである。

1. 家庭裁判所の調停の中立性への疑問

家庭裁判所の調停を利用した 1147 人、家庭裁判所調査官の調査を受けた 280 人の調査結果によると、家庭裁判所の調停において、中立的な立場で調停が行われたと思う人は 169 人(14, 8%)であるが、逆に中立的とは思わないとの回答者は 251 人(22.0%)であった。

2. DV に関する軽視

1 の具体的な内容として、調停委員から DV があると当事者が伝えても「でもそれは2-3回だったんでしょ、日常的な暴力ではないから DV や虐待として認められない」「年に 4 回ほどの暴力は大したことではない」「それくらい我慢しろ」などと言われたりした経験が述べられていた。回答からは、DV について、身体的 DV だけでなく、性的 DV が約 36%、精神的 DV のうち「にらむ、怒鳴る、モノをたたき壊すなどして、怖がらせたり脅したりした」67%があるが、調停委員から「やり直してみたら」と言われたり、多くの人が、調停において相手の力が強いために自分ばかりが説得されると感じていた。

3. 面会交流ありきの調停委員の働きかけと非対称性

面会交流の調停についての記載が最も多かった。自由記述では「(保護命令が出ていても)相手は反省していると何度も面会交流するように言われた」「養育費を払って欲しいなら面会交流なさい」と調停委員に言われるケースがあり、子どもへの悪影響を指摘しても「みんな経験している」「我慢しろといわれる」「面会させないと変な大人に育つから面会させた方が良い」などと面会

交流を行う方向で調停の働きかけが行われており、別居親へは働きかけがないが同居親に面会交流を行う責任を負わせるという、中立ではなく非対称性が見られていた。

4. 調査官調査は良い評価と不本意だったという評価

家庭裁判所調査官の調査については、「十分に調査された」という回答が 126 人(45%)あり、「家庭訪問の際、子供の様子や意見をしっかりみてくれた」と評価や感謝する声があった。一方で、「不本意な方向に誘導された」74 人(26%)や「子供に悪い影響を与えた」48 人(17%)が見られた。記述例では「面会交流に応じないと、きみはお父さんを自殺に追いやるよ」と調査官が子どもに話したり、面前 DV のあったケースで加害親の写真を子どもに見せて「これがお父さんだよ」と言うケースもあった。また、家庭裁判所における試行的面会交流について、これを子どもが拒否したが、調査官から「短時間なら良い?」「少しだけ会ってあげて、お父さんに直接話したらどうか」と、子どもの意見を尊重せず試行的面会交流に誘導した結果、子どもが体調を崩すケースも報告された。

5. 面会交流実施について

面会交流については、「面会交流をしない」理由として、第一に別居親の失踪や家出がある場合、第二に子どもが会いたがらない場合、第三に別居親が会いたがらない場合などの事情があった。

【結論】

以上より、家庭裁判所の調停や調査では、中立ではなく、同居親(主に母親)に対して面会交流などで譲歩を促す非対称性や、子どもが拒否していても面会交流を促している実情が明らかになった。現在、家庭裁判所は「ニュートラル・フラット」な運用を行うとされているが、まだ十分とはいえない。家庭裁判所は、本調査結果を踏まえ、当事者の声に耳を傾け、同居親だけに譲歩を促すことなく、公平・中立な調停や調査を行い、子どもの心身への配慮をすることが求められる。

緒言

「シングルマザーサポート団体全国協議会（全国 31 団体）」（<https://www.single-mama.com/council/>）以下（全国協議会という）では、2022 年 6 月 22 日から 7 月 22 日に全国協議会の各団体会員へ「離婚後のこどもの養育にについて」web アンケート調査を行い、回答者数 3049 人で 2524 人から有効回答を得た。

その第一次とりまとめは、法務省法制審議会のホームページに記載されているところである。（https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900001_00145.html）

調査対象はこどもが 20 歳以下のときに離婚し調査時お子さんが 26 歳以下でひとり親になってから 10 年以内の人を対象とした。（調査対象にはシングルファーザーが 1%程度入っているが 99%はシングルマザーである）。なお、実質ひとり親になってからの年数は 5 年以内が 1354 人（53.6%）、5 年～10 年未満が 1164 人（46.4%）である。

本調査結果の中に、実際に家庭裁判所の子の監護に関する調停、調査、審判を体験した人の調査結果がある。特に、家庭裁判所において、調停を経験した人 1147 人の調査結果と、家庭裁判所調査官の調査を受けた人 280 人の調査結果がある。本調査では経験者の膨大な量の自由記述の回答が書き込まれており、このような家庭裁判所の調停や調査を経験した人の声は、これまでの調査研究では見られない。

わが国の家庭裁判所では、家庭裁判所の調停や審判を利用した人への追跡調査はこれまで行われたことはなく、調停や審判において、当事者がどのような経験をしたのか、調停委員会や家庭裁判所調査官からどのような働きかけが行われているのかは、調停や試行的面会交流をどのように当事者や子どもが受け止めたかについては、家庭裁判所調査官研究紀要などで、家庭裁判所調査官から見た子どもや当事者の様子は描かれているが、当事者の立場では、これまで明らかにされたことがない。英国では Cafcass と司法省、Women's Aid などの当事者団体が協働で、家庭裁判所ケースの再検討を行い、より子の福祉に資する家庭裁判所運営の取り組みがなされ（Cafcass & Women's Aid, 2017）、家庭裁判所の実務指針も改定されている。

一方、わが国では、家庭裁判所の利用者を対象とした研究がないために、家庭裁判所で当事者にどのような働きかけがなされているか、中立性が実現されているかは不明である。

そこで、家庭裁判所の中立性の担保の向上、家庭裁判所の調停運営や調査における改善を図るために、実際の家庭裁判所での調停や調査においてどのような働きかけがなされているか、面会交流はどのような問題が生じているか等を大規模調査によって明らかにし、分析することで、近年解決が困難な事例が多くなっている子の監護手続きにおいて、子の利益・福祉に資するものとするのが望まれる。

その観点から、本要望書では、家庭裁判所の調停や調査の利用者、面会交流の体験者の経験を分析し、上記に叶っているかについて分析し、家庭裁判所の子の監護

手続きへの要望を述べることとする。

1 調停についての利用者の体験の分析

調停を利用した人数は、全体の 2524 人のうち 1147 人であり、回答者全体の 45.4 パーセントにあたる。最終的に、この調査では調停離婚が 29 パーセントに上るが、厚生労働省の離婚に関する調査(令和 4 年度版)における 2020 年における調停離婚の割合は全体の 8.2 パーセントであることを鑑みれば、シングルマザーサポート協議会につながるような個人は、裁判所を利用する割合が高いことがわかる。また、裁判離婚が 185 人、8.3 パーセントであるのも、統計における、判決離婚 0.9 パーセント、和解離婚 1.3 パーセント、審判離婚 1.2 パーセント、計 3.4 パーセントと比較しても比較的高い数値であると言えよう(令和 4 年度 離婚に関する統計の概況 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/rikon22/dl/suii.pdf>)。こうした個人はおそらく、離婚の際してより多くの困難を抱え、サポート団体につながる事ができた個人であると推察される。

調停における取り決めの対象は、養育費が 75.4 パーセント、面会交流が 55.7 パーセント、財産分与が 31.2 パーセント、年金分割が 30.6 パーセント、慰謝料が 20.1 パーセント、認知が 4.9 パーセント、その他 24.6 パーセントである(複数回答)。

Q87.調停の結果、どのようなことが決まりましたか？				
	(複数回答)		%	人
		養育費	75.4	865
		面会交流	55.7	639
		財産分与	31.2	358
		年金分割	30.6	351
		慰謝料	20.1	230
		認知	4.9	56
		その他	24.6	282

調停の際に、「話をよく聞いてもらって結果にも反映された」と考える人は 197 人で 17.2 パーセントにすぎない。あてはまる、ややあてはまるを含む半数近くの 559 人、48.8 パーセントが、話を聞いてもらっても結果に反映されなかったと考えている。

Q88. 家庭裁判所の調停で、あなたの主張はどのように扱われましたか？				
聞いてはもらえるが、結論には反映されなかった			%	人
		あてはまる	25.3	290
		ややあてはまる	23.5	269
		どちらともいえない	21.5	247
		あまり当てはまらない	13.9	160
		当てはまらない	15.8	181
		合計	100	1147

話をよく聞いてもらって、結論にも反映された				
		あてはまる	17.2	197
		ややあてはまる	19.2	220
		どちらともいえない	23.4	268
		あまり当てはまらない	16.7	191
		当てはまらない	23.6	271
		合計	100	1147

さらに「相手方を説得できないために、こちらが説得された」と考える人は、あてはまる 323 人、ややあてはまる 298 人で、全体の 54.2 パーセントを占める。

相手側のほうを説得できないため、こちらが説得された				
		あてはまる	28.2	323
		ややあてはまる	26.0	298
		どちらともいえない	18.3	210
		あまり当てはまらない	10.0	115
		当てはまらない	17.5	201
		合計	100	1147

調停委員が、中立的な立場で調停を行っていると思う人は、169 人で 14.8 パーセントであり、ややそう思う人 280 人の 24.5 パーセント、その合計 449 人 39.3 パーセント、そう思わないの 251 人 21.9 パーセント、ややそう思わない 171 人 14.9 パーセント、合計 422 人、36.8 パーセントとほぼ拮抗している。

調停委員は、中立的な立場で調停を行なったと思いますか？				
		そう思う	14.8	169
		ややそう思う	24.5	280
		どちらともいえない	23.7	271
		ややそう思わない	15.0	171
		そう思わない	22.0	251
		合計	100	1142

さらに調停委員の働きかけは、納得のいくものであったかどうかについては、そう思うが 146 人 12.8 パーセント、ややそう思うが 265 人 23.2 パーセント、合計 411 人で 36.0 パーセント、そう思わないがかなり多く 289 人、25.3 パーセント、ややそう思わないが 166 人 14.5 パーセント、合計 455 人で 39.8 パーセントである。しかし、働きかけが納得できないと思う人が多く、納得できると思う人が少ない点は、注目すべきだろう。

調停委員からの働きかけは納得できるものでしたか？			
	そう思う	12.8	146
	ややそう思う	23.2	265
	どちらともいえない	24.2	276
	ややそう思わない	14.5	166
	そう思わない	25.3	289
	合計	100	1142

自由記述をみても、おおむね上記の回答を裏付けるものが多かった。もちろん、書き込まれている情報はほぼ納得していない人によるものであり、納得していない人の意見が中心である。

①多くの人が、自分ばかりを説得してきており、その理由が相手の力が強いからと感じている。

以下、自由記述から、いくつかを抜粋する。

- 調停委員が言い聞かせる事は出来ない、介入は出来ないとの説明があつたにも関わらず、こちらに折れる様に説得をされ続けた
- 私の主張をちゃんも(ママ)聞いてもらえず、離婚しないように説得ばかりされた
- 私の方が説得されてる感じがして不快だった
- おかしな内容でも、相手を説得出来ない為こちらが説得された
- 話の通じない相手ではなく私をなだめて説得しようとしてきた
- 相手方が納得しないから アプローチを変えようとか、 私には、泣き寝入りして貰うみたいな方向性を提案される
- うるさくいう者に従う流れ。平等ではなく早く案件を収束させる任務の遂行を優先していた
- 相手がモラハラで自分の意見を押し通してくるため、困った調停委員がいつもこちらに譲歩するように言ってくる
- 元夫のこだわりが強く、彼の方はあまり折れそうになかったためか、私の方を説得しているように感じた
- 相手方が折れないので、あなたが少し折れたら早く離婚できるみたいなことを言われた
- 相手がおかしいと思ってくれる同じ立場でいてくれた。相手がおかしいからもう私が折れるしかないという説得だったことが、いまいち納得できない
- 相手が口が立つし、調停委員をばかにしているため、説得はできません、あなたが折れてください

と言われた

- 向こうが弁護士が着いて(ママ)いるからか、私ばかりを説得する
- 向こうの言い分ばかり(多分説得に疲れた?)優先にしてこちらを妥協させようと必死だった
- 結局時間をみて説得しやすい方が合わせる様に仕向けられる
- 相手が説得できないからと、こちらに条件をのむように言うのは納得がいかない
- 「ストーカー行為を、スーパーの買い物だからと軽視され、こちらを説得しようとしたところ」トル
- 元夫がゴネ特のような人だったので、こちらを説得して話をまとめようという雰囲気があった
- 高圧的な元夫の意見に圧され、こちらに歩みよるよう促された
- 元夫が調停室でも思い通りにいかないとキレて暴れているので、調停委員の方達が元夫に振り回されて(DV のよくあるコントロール)私側に説得を求めてきた
- 父親は社会的信用のある職業だった為か、あからさまに父親の意見が信用できるもので、私の意見は嘘だと決めつけて話を進められていた
- モラハラ気質の人で男性側の方を持ち(ママ)…調停委員は、中立ではなかった。相手方を擁護する話の進め方で、私は調停でも被害に合っている気持ちになった

当事者の言い分だけでは、調停の実際にどのような調停が行われたのかはわからないが、このように当事者は「自分が折れるように」と説得されていると感じている人が多いようである。その際に「離婚しないように」という価値に基づいて説得される場合もあれば、「相手方が納得しないから」「うるさくいう者に従う流れ」「相手方がモラハラで自分の意見を通してくるため」「相手方が折れないので」「相手がおかしいから」「相手が口がたつ」「高圧的」「思い通りにいかないとキレて暴れるので」という記述にあるように、対等に話し合いができないという理由で、力の強いほうにおもねる傾向がある、とどのように感じている人が多い。それは結果として、男性に調停委員が味方をしているということになる。また「向こうが弁護士が着いて(ママ)いるからか」と、相手に弁護士がついていることで、調停が有利に運んでいると感じているという意見があったが、弁護士についての言及は、数多くあった。

②弁護士の有無による扱いの差があると思われる。

上記のように、弁護士をつけていないと、不利になるという記述も多くあった。もしもそれが事実であれば、経済的に困窮して弁護士をつけられない側が、調停でもいっそう不利になる。「こちらの意見を優先にしたければ弁護士を入れたらと調停員に言われましたが弁護士入れたくてもお金がなく出来なかった」とはっきり述べている利用者もいる。

- 養育費の調停で子供優先の考え方でなく支払う相手側の意見が優先で、こちらの意見を優先にしたければ弁護士を入れたらと調停員に言われましたが弁護士入れたくてもお金がなく出来な

った。

- 調停の申し出が相手側からあったことで、全面的に私が悪いという事になっていました。…弁護士さんと共に証拠の提出などを行ったことで、手のひらを返すように、こちらの言い分を聞いてくれるようになりました。
- また、最初は弁護士をつけておらず、最終段階で契約したが、弁護士が入ると態度が変わった。
- 私に弁護士がいて相手にいなかった事から相手寄りになってみたりころ変わる態度に不信感を持ちました。
- 弁護士が入るまで、私が悪いと散々言われ、この話は私が相手側に子供を連れて戻れば、また円満になる。と説得されました。
- 弁護士をつけた側の見方をする。弁護士をつけている時とつけていない時の差が激しい。
- 弁護士が着いていないと軽くあしらって、上から物を言うてくる。
- 一年以上、源泉徴収票など取り決めに必要な書類を提出しない別居親に対して強く言わず、時間が無駄になった。こちらが弁護士を雇うことでスムーズに行くようになった。
- 相手側を説得できないから、私に折れる様にいう。弁護士先生が調停に入ると、手のひら返しをして、話を聞いてくれる。弁護士先生がいないと、一般人は、軽く扱われる。（余談ですが、弁護士先生が入る前は、調査官はいつもクールビズスタイルで、調停に来ていたのに、弁護士先生が入ると、Yシャツにネクタイ締めてきたのは、もう乾いた笑いしかできませんでした）
- 結局、強引な弁護士の話のほうが通ってしまうこと。
- 私は弁護士の先生がつどつど、調停員(ママ)を諫めてくださったし、別室でや電話だった。それでも納得のいかない事だらけです。弁護士代が支払えない方や、直接顔を合わせなくてはならなかった方は本当に大変だったと思います。
- 二回調停を実施。初回の調停は代理人を付けなかった為かひどいかった。そのくらい我慢しなさい、くらいのことを言われ離婚不成立。二回目の調停では理解してくれる弁護士を探すことに苦労した。
- 全ての取り決めにおいて。話にならないので、弁護士さんに頼った。弁護士さんがいなかったら、相手の主張が一方的に通るような感じで、調停委員は最悪だと思った。（法律に関しても無知の一般人であるし）。

弁護士がいなくなるときには、「全面的に私が悪いという事になっていました」「私が悪いと散々言われ」「軽くあしらって、上から物を言うてくる」「一般人は、軽く扱われる」「それくらい我慢しなさい、くらいのことを言われ」「酷かった」という状態が、「手のひらを返すように」「手のひら返しをして」「態度が変わった」という意見が述べられている。このように、弁護士を入れることによって、調停委員の態度が変わると感じている人は多くいる。

弁護士についてはそれのみならず、「取り決めに必要な書類を提出しない別居親」に強く言ってくれない調停委員に代わって「弁護士を雇うことでスムーズに行く」ようになったりなど、調停委員の役割を代行することによる手続きの迅速化も可能になった

と感じられている。また「弁護士さんがいなかったら、相手の主張が一方的に通りそうな感じで、調停委員は最悪だと思った。(法律に関しても無知の一般人であるし)」などと、必ずしも法律の専門家ではない調停委員の代わりになり、自分の主張の代弁をしてくれることを評価する声もある。さらに弁護士が主体となって進めることで「調停員(ママ)をいさめてくださったし」など、調停委員への交渉が可能となったと述べられている。この個人は、「弁護士代が支払えない方や、直接顔を合わせなくてはならなかった方は本当に大変だったと思います」とも言っている。

ただし、調停の場に弁護士を入れたからと言って、必ずしも自体が好転することばかりではないようである。

- 当事者より、調停員(ママ)と弁護士のやり取りで進んだ。自分がいるのは、承認のためだけのよう感じた
- 調停委員によりけりで、子どもたち主体に進めて欲しかったことが何度もあった。代理人をつけないのに、弁護士は費用がかかるも付けることをすすめられたり、それは調停委員に限らず、調査官からも言われ嫌な思いをした

調停委員が弁護士を交渉の主体としてしまい、当事者が置き去りにされると感じる人もいる。また迅速に調停を進めるために、弁護士をつけることを何度も調停委員や調査官から求められて不快な思いを感じる人もいるようである。

③「早い」調停への不満。丁寧な調停を求める人が多い。

調停という制度に対して、「中立な立場と言って、ズルズルと調停を長引かせてるだけだと思いました。無駄な時間だと思いました」「ただの伝書鳩だった」等、調停がたんに話し合いの場であることに対して、いらだちを持つ人がいる。また「長期時間がかかる」「調停の度に2時間かけて裁判所へ行っていたので話が進まないのは困った」など、時間がかかることに困惑を覚える人ももちろんいる。しかしこうした数人の意見を除けば、圧倒的に多くの人は裁判所が早く「まとめ」に入りたがることに不満を覚え、より丁寧な調停を求めているようである。

- 早く話し合いを纏めたくて今日決まらなかったら～だ。などと結論を急かしたりして、結局子供の様子や意志を十分に話す時間もなく、子供の意志は全く取り入れられもしなければ、聞いてもなかった
- 早く終わらせるために、ある程度妥協が必要と言われた
- 調停書の日付けが1年前の日付けになっていて、再発行したようなずさんさです。高校を私立に行ったら、大学に行ったら、22歳までなど、と条件を作ればよかった。知らない方が悪いといえはそれまでですが、早くまとめに入りましょう、という事ばかり聞かされました
- あまり話を聞かないで早く終わらせようとした
- とにかく、調停員は早く終わらせようとした
- 元夫の態度に対し、時間の無駄だから、と、早く調停を終わらせようとして、私の要求を半分以上

流されたこと

- 早く片付けたい調停なのか わたしの意見に私的には理解があるものの中立ですからと 時間の無駄 逆に説得されたのはわたし
- 平等ではなく早く案件を収束させる任務の遂行を優先していた
- 調停委員は早く処理したい気持ちが先走り、こちらの意見を聴く姿勢を感じなかった
- 相手よりも私を説得させて、早く終結したいと感じられたから
- 早く終わらせようとしてる感じがずっとしていた
- お互いの気持ちを汲み取る事はなく、早く調停を終わらせて解決したいという、どちらか説得できる方に説得しようとする
- 早く終わらせたい？と感じた
- あまりにも、流れ仕事の、早く離婚へと調停を終わらせたい雰囲気だった
- 早く終わらせたいようで、向こうの言い分を聞かないと生活が成り立たないと言われました
- 話を右から左に流しているだけで、一般的な形に早々に落とし込もうとされ、話をほとんど聞いてもらえなかった
- 調停を長引かせたくない様子で、『もう一回結論先延ばしにすると次は裁判になるから。裁判はお金かかるよ。』と、説得したら折れそうな私の方を説き伏せることに尽力された
- 1回で不成立になり、よくわからないまま、納得できないまま、気がついたら終わっていた

「早く話し合いを纏めたくて今日決まらなかったら～だ。などと結論を急かしたり」「早く終わらせるために、ある程度妥協が必要と言われたり」「早くまとめに入りましょう、という事ばかり聞かされたり」「調停委員は早く処理したい気持ちが先走り」という認識が多くみられた。

その結果、「子どもの意志」が聞き取られなかったり、必要な情報を得られずのちに後悔したり、「話をほとんど聞いてもらえな」といった感想を持つ人が多い。さらにいえば 1 回で不成立になり、「よくわからないまま、納得できないまま、気がついたら終わっていた」という認識の人までいる。このように「とにかく早く」終わらせようとみえる姿勢に対して、多くの人が改善を求めている。

④DV を信じてもらえない、嘘だといわれた、危険にさらされたという声。

調停において、DV を訴えたが信じてもらえなかった、軽く扱われたと、相手の言うことを信じられたという声は、以下のように多数寄せられた。とくに精神的 DV に関しての理解不足を指摘する声は多数あげられている。

- DV 被害者の実態を理解していないように思えた。
- DV 被害を訴えたのに全く取り合ってもらえなかった。
- 虐待や DV を信じてもらえなかった。
- DV を軽く扱った。

- DV 被害者の事わかっていない。
- DV に無知。嘘を書いてる夫を擁護した。
- DV 被害者の実態を理解していないように思えた。
- DV 被害者なのに、相手の口車にのせられ相手側に寄った話し合いになったから。
- DV されていたのにその点が考慮されない。相手がおかしいとわかっていながら強く言ってもらえない。
- 相手の意見ばかり汲む。見た目は真面目そうであるため、精神的 DV を加味して貰えなかった。
- 先方の嘘を信じ、お金を家計に入れなかったことや精神的 DV については時間が足りずあまり重要視してもらえなかった。
- 精神的 DV を加味して貰えなかった。とにかく、調停員は早く終わらせようとした。
- 精神的暴力により母親の心身が追い詰められることで子育ての質が落ちることも子どもに悪影響だと考えるが、今ひとつ理解が得られず、苦しかった。
- お金を家計に入れなかったことや精神的 DV については時間が足りずあまり重要視してもらえなかった。
- 経済 DV をしていた父親の味方をしているような発言が多かった。
- 暴力を軽く扱われた 離婚したら生活レベルが下がるのは当たり前と言われた。
- 子どもが相手方になついているからといって DV を受けたこちら側が我慢することが多い。
- 殴られた私にも歩み寄りが足りなかったと責められた事がある。DV されてもない人が言う言葉だなと感じた。人は冷たいなと感じた。トラウマです

調停において、「虐待や DV を信じてもらえない」こと、「DV 被害を訴えたのに全く取り合ってもらえない」こと、「DV 被害者の実態を理解していない」ことなど、DV への無理解にも様々なレベルがある。さらに DV の事態を把握したうえでなお「父親の味方をしているような発言」がなされたりする。さらに DV 被害者の側に、殴られても「歩み寄りが足りなかったと責められ」ることすらあり、こういった経験の結果、「トラウマ」と感じる人もいる。

精神的 DV の無理解に関しては、「精神的暴力により母親の心身が追い詰められることで子育ての質が落ちることも子どもに悪影響だと考えるが、今ひとつ理解が得られず、苦しかった」などの指摘もある。

また理解してもらえないだけではなく、積極的に嘘だといわれた、もしくはそのように感じたという意見もある。

- 元夫を擁護しているように思えた。精神的 DV も、そのくらい我慢しろと言われた。
- DV の録音などの証拠がないと、いい父親ぶっている事、泣き落とし等に調停委員が引っ張られていると感じた。子供をまたコントロール下に置こうとする可能性を軽視している。
- DV の事は、なかったことにされていて、向こうの話と違うと言われた。

- 「全く離婚する理由ならない」「良い旦那さんじゃない？何で離婚するの」精神的な DV なんじゃないかと何回も日を改めてまた話してもまた相手側の話を聞く前と後では対応が違って「みんな世の中の男の人なんてそんなもんよ。ただ働いてお金入れてくれると思ってやっていくのはどう。」…などなど調停日の度に必ずこんなようなことを言われました。
- DV を受けていた事を話すと「元夫は DV をしていないと言っているからしていないんでしょ」と言われた。DV に理解のない調停員のお陰で「あれ、私がおかしいのかな」とってしまいました。何度も言われたので(案件別の調停をしましたが、同じ事を言われ続けました)本当に辛かったです。
- DV や虐待があったといって証拠の写真と診断書を提出しても、「でもそれは 2～3 回だったんでしょ？日常的な暴力ではないから DV や虐待として認められない」と言われた
- 年に 4 回ほどの暴力は大した事ない。暴力はお互い様だと相手が言っている（具体的な内容を伺っても答えないがこの発言は有効な話であったようだ）。相手は気が短いみたいだから、私が怒らせないようにするべきだと、進言された。
- DV 夫側から離婚調停されたときは、DV 夫が社会的地位が高いため…調停員(ママ)の人に私が悪者にされ、人格否定された。
- 異性関係の証拠、モラハラや暴力を記録した日記と写真、警察への相談記録、子供の自傷行為の写真 など A 4 用紙 4、50 枚ほどの証拠を提出したにも関わらず、ゼロにされた。理由は、「払うお金がないから、慰謝料よりも養育費をきちんと払ってもらう方が得でしょう」と説得された。
- 精神的DVの慰謝料を圧力であきらめさせられ、調書に今後慰謝料について問わないことと勝手に入れられたこと。

「向こうの話と違う」「DVをしていないと言っているからしていないんでしょ」「でもそれは 2～3 回だったんでしょ？日常的な暴力ではないから DV や虐待として認められない」「年に 4 回ほどの暴力は大した事ない」など、事実が分からない状態で、相手の言い分を肯定したり、憶測で事実認定をしたり、回数を根拠に DV を判断したりすることがあるようである。

また、「それくらい我慢しろ」「全く離婚する理由ならない」「良い旦那さんじゃない？何で離婚するの」「相手は気が短いみたいだから、…怒らせないようにするべき」という決めつけの判断をされることもある。またこうした行動の根拠として、「夫が社会的地位が高いため」と推測して、人格否定をされた根拠を感じている人もいる。さらに慰謝料を請求しないという説得をされたと感じる人や、経緯は不明であるが最終的に「調書に今後慰謝料について問わないことと勝手に入れ」られたと感じる人もいる。

- 旦那さんからの暴力なんて 1 回なんだしやり直してみたらとまで言ってきた
- DV があると言っているのに、やり直したらどうかと言われたこと。DV、特にモラハラは、事象を説明すると空気感は伝わらないため軽く捉えられてしまう。
- 暴力があり、警察にも逃げるように言われたのに、よりをもどすように何度も説得された。

- 相手が逮捕され母子はシェルターに入り、保護命令も出ている中 DV の内容に疑問視された。面会を増やせれば離婚の話が進むとの説明が納得出来ず苛立ちを感じた。身の危険を感じて暮らしていました。
- DV なのに調停委員がこちらの居場所を相手にばらした。

上記は、かなりの実害を被った、もしくは被りかねないケースである。DV があるというのに、「やりなおし」を求めることは、再び暴力の場に当事者を差し戻すことであり、危険な結果を招きかねない。とくに「警察にも逃げるように言われた」ケースに「よりをもどすように何度も説得」することに関しては、通常では考えられない。また保護命令が出ているケースですら、その内容に疑念を投げかけながら調停が進められれば、「身の危険を感じて暮ら」すことは当然であろう。また「DV なのに調停委員がこちらの居場所を相手にばらした」に至っては、最悪の結果も予想されることを肝に銘じるべきである。

Q58.	DVや虐待の経験についてお聞きします。					
	あなたは、元配偶者/パートナーから次のようなことをされた経験はありますか？					
		1, 2 度		何度も		合計すると
	2524人中	%	n	%	n	%
(身体的DV)	首をしめた・しめようとした	15.6	394	6.4	161	22.0%
	髪の毛をつかんだり、引っ張ったりした	14.7	372	13.0	327	27.7%
	拳でなぐったり、けがをするようなもので殴ったりした	15.3	387	13.1	331	27.9%
	蹴ったり、引きずり回したり、殴り倒したりした	16.8	425	14.1	356	30.9%
	窒息させようとしたり、やけどを負わせたりした	5.3	133	2.8	71	8.1%
(性的DV)	刃物やその他の凶器を使うと脅したり、実際に使ったりした	10.3	261	5.0	126	15.3%
	望まないのに、力ずくでセックスを強要した	15.8	399	19.9	502	35.7%
	性的なことで、屈辱的だと思うようなことを強要した	16.4	414	19.5	491	35.9%
(精神的DV)	あなたの友達に会わせないようにした	15.9	402	20.2	510	36.1%
	実家や親族との付き合いを制限した	15.6	393	23.0	580	38.5%
	あなたがどこにいるのが常に知ろうとした	13.9	350	30.5	769	44.3%
	無視したり、冷たく扱ったりした	15.6	394	53.1	1340	68.7%
	浮気をしているのではないかと、しつこく疑った	18.3	462	20.8	524	39.1%
	他の異性と話すのを怒った	16.6	418	20.3	513	36.9%
	侮辱したり、自尊心を傷つけるようなことを言ったりした	12.0	302	59.4	1499	71.4%
	一晩中正座をさせられ、説教された	8.4	211	7.7	194	16.0%
	にらむ、怒鳴る、物を叩き壊すなどして、怖がらせたり脅したりした	15.9	402	51.5	1300	67.4%
	めまろし、自分や、家族、友人などあなたにとって大切な人を、傷つけることを脅かした	12.6	319	21.9	552	34.5%
	あなたが病気で寝込んでいる時でも、家事をあなたにさせた	19.2	485	47.2	1191	66.4%
	あなたに「誰のおかげであなたは食べられるんだ」と言った	16.3	412	40.5	1022	56.8%
(経済的DV)	収入や貯金があるのに、家計に必要な額を払わなかった	15	378	44.6	1125	59.5%

上記は、調査の DV に関する回答部分であるが、身体的な DV に関しては約3割、性的な DV に関しては 36 パーセント程度、精神的な DV3割強から7割近く、経済的な DV は6割前後が経験している。DV と聞けば、身体的な DV に焦点が当てられがちであるが、その他の形態の DV もあり、それらは特に調停において理解がされにくい傾向があることは、心にとどめるべきであろう。

⑤DV を無視した面会交流の強制と養育費の軽視

何よりも記述が多かったのは、面会交流についてであった。

- 面会交流させることが子どもへの利益だとばかりいって、危険性を説明しても全く無視された。なんの為の調停なのかと怒りしかなかった。DV で傷ついた心にさらに二次被害を受けた気持ち。モラハラも理解していない調停員がにくくてたまらない。
- 相手が逮捕され母子はシェルターに入り、保護命令も出ている中 DV の内容に疑問視された。面会を増やせれば離婚の話が進むとの説明が納得出来ず苛立ちを感じた。身の危険を感じて暮らしていました。
- 保護命令もでて面会交流はできないといいましたが、相手は反省していると何度も面会交流をするよう調停員に言われた。DV のことを理解してもらえない、と深く傷つきました。
- DV や虐待について理解がないため、面会交流中に子どもに悪影響があったことを伝えても我慢しろと言われました。(みんなが経験していること、取るに足らないことのように言われた) 面会交流の待ち合わせ場所で、人混みの中、私に怒鳴りつけたり罵倒することは取るに足らない我慢しなければならないことでしょうか？それを子どもに見せてでも、我慢して面会交流はしなければならぬのでしょうか？面会交流の機会を使って、子どもに私の悪口を毎度吹き込み、子供の精神状態が不安定になっていることを伝えても、みんなが経験していると言われました。
- 面会交流が強制的であったこと(問答無用だった) 何とか理由をこじつけて面会交流にもっていかようとしていた こちらが提出する書類(診断書や各機関への相談内容等)など、一切見ていないようだった。全くの無視だった。とにかく、面会交流ありきの現状だった。「話し合い」ができるような場ではなかった。
- DV は子どもにはなかったといわれ、面会交流を強いられた
- DV の被害を主張したか面会交流を強要された
- DVやモラハラが有るのに、しつこく面会交流を説得してきたから。
- 精神的DV(があるのに)…子どもの意見を最重視した面会交流の取り決めの進め方ではなかったこと。
- 精神的な DV を信じてもらえなかったので、相手側の方に面会の恐怖を理解してもらえなかった。元夫がとても感じがよくて子どもたちに愛情がありとても理解があると調停委員の方々が思っていると聞いたこと。面会交流に向けて裁判所で試行があったとき、子どもが父親と会うことにひどく怯えてプレイルームのような場所にさえ入らなかったことを受けても、日を改めてもう一度試行をしないかと言ってきたこと
- 養育費:相手が払えないと言っているから(相手の意思が翻りそうにないから)と、算定表よりも低い金額で合意するよう何度も説得された…面会交流:面前 DV があつたにも関わらず、何度説明しても、「面会交流は子供の為だから」と必ず面会するよう言われた。
- DV 男との面会交流を勧められました
- 面会交流は義務だから、とさまざまな DV の証拠を無視された
- 面会交流に関して嫌がる子どもに父親も大事だと強要した。結果的に父親のネグレクトがあつたため間接交流になったが、子どもの意見が軽んじられたことが1番嫌だった。子どもさえ望めば私は面会交流をやって良いと考えている。

- DV や虐待があったといって証拠の写真と診断書を提出しても、「養育費を払って欲しいなら面会交流しなさい」と言われたこと。
- DV 加害者に面会をしると何故言えるのか大事な子供を要らん親権も要らん、自由になりたい、と出ていったのに！
- 面前 DV があっても面会はおこなうこと
- 子どもに被害はあたえていないから暴力にはならないと、押し切られた。結果その後面会交流することで、子どもが病気になってしまった。
- 面会で子どもに心身共に悪影響が出た後も父親はそれを考慮せず面会要求してきたが、「お父さんの愛情を子どもに伝えてください」と言われた。DV があったのに「お母さんからお父さんの愛情を子どもに伝えて下さい」と言われた。面会させないと変な大人に育つから面会させた方が良いと言われた。DV で相手を怖がっているから、それを感じ取って子どもが父親に会いたがらないのでは？そういう感情を表に出すのはやめた方が良いと言われた(負の感情は子どもには出さないようにしていると伝えても言われた)。
- 精神的・肉体的暴力を行う親との面会交流実施は、ある意味、子どもを人質にとられるような側面もある。面会交流が先行して決まってしまった場合、離婚調停も子の安全確保に焦点を絞った対応にせざるを得なくなってしまう、離婚成立にまで至らなかった点が納得できなかった。

上記のように、DV を主張したときに、面会交流は「子どもに被害はあたえていないから暴力にはならない」「DV は子どもにはなかったといわれ、面会交流を強いられ」、またときには「義務」と言われてますます促されることに、傷ついている人がたくさんいる。子どもに対する虐待を主張しても、同様である。「DV で傷ついた心にさらに二次被害を受けた気持ち。モラハラも理解していない調停員がにくくてたまらない」、保護命令が出ていても相手の「反省」を盾になんども面会交流を迫られ、「DV のことを理解してもらえない、と深く傷つきました」と、DV や虐待、暴力を理解されないそのこと自体に、大きな傷つきを経験している。

また、子どもへの悪影響を指摘しても、「みんなが経験している」「我慢」しろといわれ、取り合ってもらえない。DV 被害者に「お母さんからお父さんの愛情を子どもに伝えて下さい」「面会させないと変な大人に育つから面会させた方が良い」「(あなたが)DV で相手を怖がっているから、それを感じ取って子どもが父親に会いたがらないのでは？そういう感情を表に出すのはやめた方が良い」と、どのような関係でも面会すること自体が子どもの利益であるかのように前提とされ、自分の経験や感情を無視して、面会交流をするように勧められる。

「子どもさえ望めば私は面会交流をやって良いと考えている」という人も、その肝心の「子どもの意見が軽んじられたことが 1 番嫌だった」と述べている。「とにかく、面会交流ありきの現状だった。『話し合い』ができるような場ではなかった」と、DV 被害者が感じるのは当然ではないだろうか。

このように DV があっても、原則面会交流を推進していくやり方は、DV 被害者の傷

つきを深め、その回復を阻害することで、子どもへの監護への影響が出るのが想定され得る。さらに、このような強引な面会交流の進めた結果、かえってDV加害者との信頼関係を築くことを困難にさせ、面会交流の実現や、面会交流のあり方に困難をもたらすことが推察される。DVや虐待という暴力に関しては、より細心の注意を払った調停のありかたが必要とされるのではないだろうか。

また「精神的・肉体的暴力を行う親との面会交流実施は、ある意味、子どもを人質にとられるような側面もある。面会交流が先行して決まってしまった場合、離婚調停も子の安全確保に焦点を絞った対応にせざるを得なくなってしまう、離婚成立にまで至らなかった点が納得できなかった」というように、面会交流を調停で取り決めることによって、離婚調停が円滑にいかなくなっていることへの指摘もある。

さらにDVや虐待の存在が明示的に示されていない場合も、当然、面会交流は一律に推進されているようである。

- 子供は両親が好きなものだと言われ、面会交流をゴリ押しされた
- よりを戻した方がいいんじゃないか、子供達を父親に面会させるべきだと言われたこと。
- 面会頻度の合わない相手と、頻度減の自分とで、折り合いをつけるのに、面会に対してマイナスばかりに目を向けずにいい方に考え方を試みて、と言われた。
- 相手が反省しているからと面会交流を何度もすすめられた。
- 面会交流はしないといけないと
- 面会交流の義務について。
- 何を言っても面会交流ありきと押しきられたこと
- 子供の利益に反する面会交流を押し付けたから
- 子育てに関わってなかったのに調停で「子どもに会いたい」と父親が演技するだけで『子どものことを思っていますよ』と調停委員に言われた。こちらが同居時の様子を話しても『会いたがっている』と相手の話を進めてきて納得できなかった。
- お気の毒ですが面会交流しなければならないとか、その日のうちに面会交流日程を決めなければ今日の調停が終わらないと迫られ決めさせられたり、私が鬱の診断書を見せても「歌を歌うと気が晴れますよ」などと言われたりした。
- 面会交流は子どもにとって必要だという調停委員の主観を聞かされた。調査官までも同じようなことを言っていた。
- 面会交流の件で責められた。
- どんなに説明しても合わせたくないお気持ちはわかりますが面会交流を断ることができないと言われたこと
- 面会日の回数を多くするように強要
- 子供の為の面会というが、当時まだ0歳の子供にその概念はあるのでしょうか？何のための面会

なのか理解できません

- 子供が怖がって嫌がっているのに、面会交流を要請されたこと。小さな子供の意見は無視されること。
- 面会交流をしたくなかったが押し切られた
- 面会交流を相手方の意見によっていたから
- 面会交流はするものという価値観。させないあなたは母親として失格だという言葉。夫婦仲が悪いのは私のせいで、それを面会交流にもちこむことは悪いという言葉。
- モラハラ気質の人で男性側の方を持ち、面会交流、親権、養育費など、私の主張をバカにされ、挙句、このまま裁判行ったら、親権剥奪されるよ？って笑われた。
- 妥当な理由を話しても、面会交流をさせない親と決めつけ、ならば親権者の資格なしと脅された。親同等かそれ以上を目指してかけてきた教育費を習い事とし、親がこうなったからには仕方ない、親の責任で諦めさせろと言われた。
- 面会交流をすすめようとする。
- 面会交流をさせることが前提のような働きかけをされた。面会交流させることによって、子どもにどんな悪影響があるのか一切考えてくれなかった。
- 子が持病で保育園にも殆ど行けず、私は怖くて歩けない程の体調不良になるから今すぐ面会は難しいと言ったが、月に1回だけ頑張ればいい。面会日以外は休んでたらいいい。面会日の為に親子で体調を整えてと言われた。面会ができないなら親権は難しい。審判になれば面会は避けられない。施行面会で子どもが泣き叫べば面会はしなくてよくなるかもしれないから施行面会をさせなさい。施行面会に付き添わなくてもよいが、最中に何かあっても裁判所の責任ではない事はお伝えしておきます。と言われました。
- 相手方がお金がないと言えば出せないし、面会交流したくないと言えば交渉できないと押し切られたこと。
- 面会交流するためならどんな手段でも使えるものは使えと言われ、当時高校生だった子供の従姉妹を同席させればいい、と無責任な提案をされた。

「子供は両親が好きなものだ」「子供達を父親に面会させるべきだ」「相手が反省しているから」「義務」といわれて、面会交流が求められるようである。「何を言っても面会交流ありき」であり、当事者たちも、裁判所では「面会交流は子どもにとって必要だ」という「主観」がわけもたれていと感じられているようである。

家族の事情はそれぞれ異なるため、「こちらが同居時の様子を話しても『会いたがっている』と相手の話を進めて」こられても困惑する場合もある。「子供の為の面会」というが、当時まだ0歳の子供にその概念はあるのでしょうか？ 「子供が怖がって嫌がっているのに、面会交流を要請されたこと。小さな子供の意見は無視されること」「面会交流をさせることが前提のような働きかけをされた。面会交流させることによって、子どもにどんな悪影響があるのか一切考えてくれなかった」。こうした事例は、子どもの利益や福祉を考える親であればあるほど、つらさを感じたのではないだろうか。

「面会交流するためならどんな手段でも使えるものは使えと言われ、当時高校生だった子供の従姉妹を同席させればいい、と無責任な提案をされた」というケースに関しては、未成年の親戚の子どもをコンフリクトに巻き込み、また、子どもの安全の責任を負わせるという、率直に言って非常識な提案に思われる。事実であれば、とんでもないことである。ほかにも「月に1回だけ頑張ればいい。面会日以外は休んでたらい。面会日の為に親子で体調を整えてと言われた」挙句「面会ができないなら親権は難しい」といわれるケースなどは、あまりに面会交流をさせることが目的となりすぎて、子どもには安定的な日々の生活が必要であることを忘れられているかのようである。

このように面会交流が困難な場合に、「親権」の剥奪が脅しであるかのように使われるケースは、いくつか散見された。「面会交流はするものという価値観。させないあなたは母親として失格だという言葉」を浴びせられた、「このまま裁判行ったら、親権剥奪されるよ？」と嘲笑された、「妥当な理由を話しても、面会交流をさせない親と決めつけ、ならば親権者の資格なしと脅さ」れたと感じているなどのケースである。こうした「母親失格」「親権剥奪」といった言葉は、離婚の調停中の当事者の胸には、突き刺さる言葉であり、不安を呼び込み、最終的には子どものよい監護の阻害要因となるものではないだろうか。「面会交流の件で責められた」と感じる人は、例外ではない。

しかしここまで同居親が面会交流を行う責任を負わされる一方で、別居親に対する縛りはないという、非対称性があるようである。「相手方がお金がないと言えれば出せないし、面会交流したくないと言えれば交渉できないと押し切られた」というケースからは、別居親が面会交流をしたくないといった場合には、同居親の場合とは異なり、それが容易に実現してしまう。「子どものため」といいつつ、面会交流の実施への働きかけには、明らかな非対称性があるのではないだろうか。

面会交流に比べると、養育費や慰謝料の取り決めは、それほど調停で熱心にはされていないと感じている人が多いようである。

- 慰謝料なし、養育費減額、面会交流の強制
- 相手の言い分のみを通していた。「面会交流は義務のようなもの」と。だったら養育費は子供を育てるために必要ないのか？
- 面会交流や養育費について相手の主張の肩を持つ言い方をされた
- 面会交流と養育費は別物だから。と、お金を払わない相手方はお咎めなしだった。
- 子供は元夫の事を、怖がっていたので、会わせたく無いと説明したが、「養育費が欲しかったら、面会させない。あなたは、異常者だ」と言われた。
- 調停委員が私の弁護士の先輩か何かで ○○弁護士は優秀な方だから分かっていると思うけど面会交流だけは宜しくね。とお願いしていたのがとても不思議だった。浮気とでも慰謝料も取れない、養育費もわざと転職されて下げられたのを調停期間中に目の当たりにしているのに面会交

流だけは宜しくねと言うのは何でだろう?と思ってしまいました。

- 養育費の金額。面会交流。それが実行されなかった時の話し合い。
- 面会はしなくても養育費は子供の為のものと、強く働きかけてもらえなかった
- 私は普通にサラリーマン以上に収入あるのですが、「面会交流しないと養育費もらえないよ、要らないの?」と言われた。
- 養育費の金額)1 年半の長引く調停中に相手方は残業代調整を図っており、算定表のレンジが変わっている主張を汲み取っていただけなかった。私の実家はお金があるでしょうという相手の言葉を引用して養育費の金額面の調整を図られました。面会交流)食事時間や子どもの習い事の時間に響かないように 2.3 時間と主張しましたが、相手方の「会いたい」という主張を大きく汲み取られ 5.5 時間となりました。そもそも面会交流は親のためのものではなくこの福祉の為のものであることを主張したのが全く通らなかったのがおかしいです。
- とにかく養育費を値切られた。面会交流させるべきでないと主張したが全く通らず一般的な内容になった。その準備は全て母親側が事前にすべきという前提で説明された。
- 相手側が主張してきた養育費の金額や、面会の頻度や内容について、調停員がやや押されている感じがあった。こちらも大分主張を粘ったことで、金額の乖離を埋めたり、面会交流に第三者機関をつけることができるようになったが、かなり時間と労力も要し、負担が大きかった。
- 養育費が高いと言われた。今の子育て(しかも都内)はお金がかかるから養育費は高くて当たり前だと思う。
- 養育費の額が高すぎると頓珍漢なことを言っていた。相手方がすべてお金等を奪い、収入もあるのだから全くあてはまらない。
- 離婚したら生活レベルが下がるのは当たり前と言われた …相手の収入から算出される養育費を主張しただけなのに
- 相手側がお金が無いから養育費も慰謝料も払えないとの一点張りだからとりあえず離婚だけ成立させて、後から養育費の調停を別途起こすようにと進めてきた事。お金が無いと言ってるから無い物は払えないから諦めるように進めてきた。
- 面会交流と養育費は別物だから。と、お金を払わない相手方はお咎めなしだった。
- あっちが 100%わるいのにあっちの味方感があった。養育費払わなくなるのわかってるのに慰謝料より養育費を長くもらったほうがいいって言ってきて結局養育費全然払わない。今とても困ります養育費どーにかしてほしい!!!
- 養育費貰えるだけまし…など納得できないことだらけだった。
- 養育費を支払わない・児童手当の変更もしないと言っている夫に対して、「でも学資保険は支払っているから良い旦那さんだよ」と言ってきたり、「養育費を払って欲しいなら面会交流しなさい」と言われたこと。
- 養育費の話では「養育費は高くと取り決めると、お母さんが生活保護の申請をした時に不利だから安く取り決めた方が良い」と言われました。私は仕事をしながら子供を育てようと考えており、父親の養育費支払いは行政の支援より優先されるべきだと考えているので、納得ができませんでし

た。

- 養育費決める時、向こうの裁判所では大雪が降っており、雪が降って帰れなくなるから 18 歳以上大学行った時のとりきめは、いまじゃなく、その年になってから、あとで改めてしましょう。といわれた。
- 相手方の機嫌を損ねたら養育費を払ってもらえなくなるからという事を何度か男性調停委員から言われた
- 年 10 万の養育費で合意させたこと。
- 一万円、養育費もらえるだけありがたいと思って我慢しなさい。と言われた。何の解決にならない。

理念的には、養育費と面会交流は独立の存在であるとされている。しかし、実際には、「養育費が欲しかったら、面会させない」「面会交流しないと養育費もらえないよ、要らないの？」というように、養育費は、面会交流との引き換えのように同居親には語られている。

先述したように、「面会交流は義務のようなもの」といわれる一方で、養育費に関しては、「面会交流と養育費は別物だから」という原則が適用され「お金を払わない相手方はお咎めなしだった」という状態も出現しているようである。

養育費に関しての説得は、総じて低調であり、「相手方の機嫌を損ねたら養育費を払ってもらえなくなるから」「一万円、養育費もらえるだけありがたいと思って我慢しなさい」などと言われる一方で、「養育費は高くと取り決めると、お母さんが生活保護の申請をした時に不利だから安く取り決めた方が良い」などという驚く理屈も出現しているようである。また今後の生活設計において重要な役割を果たすものであるのに、「雪が降って帰れなくなるから」という転向の理由で、18 歳までの取り決めにすることを提案されるなど、養育費の重要性が認識されていないように思われる。

⑥、調停委員への不信感—性別役割分業の押し付け、調停委員の性別役割分業

最後に、調停委員に対する不信感や要望もかかされている。

- 半分は(相手を自分が)選んだ責任と言われたこと
- 女性の方が年収が高い事は、男性にとって辛いという発言。性的虐待をしているのに、父親に会うのは子どものためになると言われた。娘の風呂をのぞいたり、自分の身体を触らせる事を男性調停員(ママ)は、そのくらいという態度だった
- 男性調停員(ママ)が、男性は単身赴任になると寂しいので浮気もしたくなるというようなことを言った
- 男性調停委員に相手の DV を本気にしてもらえず「お父さんにはお父さんの考えがあるのですから」「学費を払ってほしいのなら、お礼くらい言えば」等言われたこと
- DV相談証明書を「こんなもん、みんなもってくるからなんの役に立たない」と男性調停員(ママ)にバ

かにされた。

- 「女は我慢すれば良い」という態度をとられ続けた。調停の時のことは思い出すだけでも、今でも怒りがこみあげてくる」。
- DV があると言っているのに、…私も心身共にズタズタなのに、こちらは専業主婦で、相手は社会的地位や収入があるため、離婚はしない方がいいと説得しようとしてくる。特に年配の男性調停委員のかた。
- 相手の話は嘘でも本当のように説得力のある話し方をするので、それをそのまま調停委員は納得してしまい、私の話は聞いてもらえなかった。その後、相手からはメールで、調停委員は楽勝だったと言ってきてものすごく衝撃を受けました。
- 相手方の機嫌を損ねたら養育費を払ってもらえなくなるからという事を何度か男性調停委員から言われた
-
- 私の場合、調停委員は高齢で現代の風潮や価値観と合わない考えを持った人物であったように思う。自身の価値観の押し付けのように感じた。
- 年配の男性調停員が主導権を持っていた。
- 元旦那の方をひいきしているような調停員だった。
- 女性の調停員(70 くらい)に、「ご主人の働いたお金で生活させてもらってたのよ。」と言われた。私もパート勤めしていたし、私が家事育児をしているから、向こうは仕事に行けるのに。
- 子供には両親が必要という強い押し付け。家族のために生きることができない男親は必要ないと思う。古い価値観を押し付けなくて欲しい。
- 古い家父長制の思考を感じた。養育費の金額を算定表以下の要求にもかかわらず、私が何かいうと『相手は協力してくれるとは言ってる』と擁護するような発言。子供に日頃からパパの話をして。というような働きかけがあった。先方はこちらに敵意を向けているにも関わらず。
- 調停初期の頃、男性調停委員に相手の DV を本気にしてもらえず「お父さんにはお父さんの考えがあるのですから」「学費を払ってほしいのなら、お礼くらい言えば」等言われたこと
- 調停員の家庭事情を話され、私に家事とか育児とか女性がすべきという考えを押し付けた。
- 男性の調停員は男性寄りの意見、女性調停員は男性調停員より立場が下でした
- 男性女性の調停委員がいるのに、女性は補佐役で何も発言しない
- 男性の調停員の態度があまりにも悪くて不快だった。
- 調停員さんとの相性や、調停手腕のようなものが調停結果に左右されるので、正直、調停員さんの当たり外れが大きいようにも思う。
- 一般人のマダム風な調停員が調停中に、案件に関係ない自らの身の上の自慢話をし始めた。相手の話を聞いて、こちらを不必要に不合理に説得しようとしてきわめて不快になった。調停員を変えられるなら変えてほしかった。
- 調停委員の態様(ママ)が悪かった。
- 男性の調停委員はから元夫の肩をもち 女性の調停委員はその人の太鼓持ち 離婚すらできな

い状況だった。

- 男性の調停委員から女性蔑視のような発言をされた
- 男性の調停委員が威圧的であった
- 調停委員が法を理解していないのか、法に反して元配偶者の意向に強引に沿うように話を進めた。

「半分は(相手を自分が)選んだ責任」などという不用意な発言があるだけではなく、「(男性調停員による)女性の方が年収が高い事は、男性にとって辛いという発言」「男性調停員(ママ)が、男性は単身赴任になると寂しいので浮気もしたくなるというようなことを言った」「男性調停委員に相手のDVを本気にしてもらえず『お父さんにはお父さんの考えがあるのでですから』『学費を払ってほしいのなら、お礼くらい言えば』等言われた」「元旦那の方をひいきしているような調停員(ママ)だった」など、旧来的な性別役割分業に基づいて夫の責任を免責したり、夫を擁護したりする発言をする調停委員がいることがわかる。

「DV相談証明書を『こんなもん、みんなもってくるからなんの役に立たない』と男性調停員(ママ)にバカにされた」「『女は我慢すれば良い』という態度をとられ続けた。調停の時のことは思い出すだけでも、今でも怒りがこみあげてくる」「DVがあると言っているのに、…私も心身共にズタズタなのに、こちらは専業主婦で、相手は社会的地位や収入があるため、離婚はしない方がいいと説得しようとしてくる。特に年配の男性調停委員のかた」など、女性の立場の弱さを馬鹿にするような態度をとる調停委員がいる。ここで調停委員の性別をわざわざ「男性」と言及していることは、この社会での男女の間の不均衡な権力関係が、調停という場でも再現されていることを示しているのだろう。「男性の調停委員から女性蔑視のような発言をされた」「男性の調停委員が威圧的であった」という記述もあった。

「調停員の家庭事情を話され、私に家事とか育児とか女性がすべきという考えを押し付けた」「相手方の機嫌を損ねたら養育費を払ってもらえなくなるからという事を何度か男性調停委員から言われた」「女性の調停員(70 くらい)に、『ご主人の働いたお金で生活させてもらってたのよ。』と言われた。私もパート勤めしていたし、私が家事育児をしているから、向こうは仕事に行けるのに」など、現行の性別役割を肯定したうえで、それから逸脱するなといわんばかりであったり、夫への感謝を押し付けられたりなどもある。

「調停委員は高齢で現代の風潮や価値観と合わない考えを持った人物であったように思う。自身の価値観の押し付けのように感じた」「子供には両親が必要という強い押し付け。家族のために生きることができない男親は必要ないと思う。古い価値観を押し付けないで欲しい」「古い家父長制の思考を感じた」など現代的な価値観からはずれているという指摘もある(ただし、その「古い」家父長制の中身が、2012 年の民法 766 条改正以降の面会交流を取り決める動きであるとするならば、実際には「古い」

規範であるとは限らないのであるが)。

また「男性の調停員(ママ)の態度があまりにも悪くて不快だった」「年配の男性調停員が主導権を持っていた」「男性の調停員は男性寄りの意見、女性調停員は男性調停員より立場が下でした」「男性女性の調停委員がいるのに、女性は補佐役で何も発言しない」「男性の調停委員はから元夫の肩をもち 女性の調停委員はその人の太鼓持ち 離婚すらできない状況だった」など、男女の調停委員が担当したとしても、実際には男性が主導権をもち、女性の調停委員は「立場が下」という印象を持つ人もおり、調停委員のあいだにあるジェンダーの格差によって、性別役割分業に沿った対応が再生産されていると思っている人もいる。調停委員の研修の際の注意喚起ほかが、必要かもしれない。

「調停員さんとの相性や、調停手腕のようなものが調停結果に左右されるので、正直、調停員さんの当たり外れが大きいようにも思う」など調査委員のばらつきを指摘する声や、「調停委員が法を理解していないのか、法に反して元配偶者の意向に強引に沿うように話を進めた」など、どのような「法に反して」いたのかは不明であるが、法律的な知識とその遵守を求める声もあった。

最後に、「性的虐待をしているのに、父親に会うのは子どものためになると言われた。娘の風呂をのぞいたり、自分の身体を触らせる事を男性調停員(ママ)は、そのくらいという態度だった」などに至っては、論外である。性虐待を「それくらい」扱いをすることは子どもの最善の利益と子どもの人権を守るべき裁判所で行われることとして到底許されるべきことではない。これもまた、研修などの際に、明確に研修内容に入れるべきであると思われる。

2 家庭裁判所の調査官調査について利用者の体験の分析

調査官調査を経験した人は 280 人、調停経験者の 24.5 パーセントである。十分調査されたと考える人は、126 人で 45 パーセントと、そう考えない人は、59 人で 21.1 パーセントと調査はきちんとなされていると考える人が多い。不本意な方向に誘導されたと考える人は 74 人、26.3 パーセント、傷ついた人が 59 人で 21 パーセント、子どもに悪い影響を与えたと考える人が 48 人、17.1 パーセント。よい影響を与えたと考える人は 20 人で 7.1 パーセント。また複数の調査官の間でばらつきがあったと考える人は、27 人、9.6 パーセントであった。

あなたが経験した調査官調査について、どのようにお感じになりましたか？
あなたの考えに近いものを、下記の中から選んでください。(複数回答)

	%	人
十分調査された	45.0	126
不本意な方向に誘導された	26.3	74
不十分な調査しかされなかった	21.1	59
傷ついた	21.0	59
子どもに悪い影響を与えた	17.1	48
複数の調査官の間でばらつきがあった	9.6	27
子どもに良い影響を与えた	7.1	20
わからない	14.9	42

以下、自由記述を見ていきたい。

① 十分に調査されたと評価や感謝する声がある。

- こちらの方にとっても耳を傾けて頂いた。
- すごく丁寧に調査してくれた。
- 真摯に調査し報告してくれました。
- 家庭訪問の際、子供の様子や意見をしっかりと見てくれたので、問題点はなかった。
- 誠実に子どもにも向き合ってくれたと感じた。
- 元夫が特殊な人間だからか分かりませんが、トップの調査官が対応してくれました。子供と私の気持ちに寄り添い、逐一、説明して頂き、感謝しています。
- 調査員はよく見てくれていたかと思います。実家で一時的に生活していたため、実家に調査に来ましたが、実家の家族にも子どもたちが懐いている様子などきちんと書いてくださっていました。
- 調停員がとても頼りなく、感じが悪かった一方、調査官は話をちゃんと聞いてくれて、お話もわかりやすく、入ってくださってとても良かったです。
- 好印象で話しやすかった。

- とてもお優しい方で、DVの主張も聞いてくださり、安心できました。
- 子供の1歳健診で言葉の遅れを指摘されており、すぐに面会交流は難しいということを理解してもらえた
- 丁寧に調査はしてもらえたが、調停に2年以上かかっており、事情の変化が反映されなかった

45. 0 パーセントの人が十分調査されたと述べているように、十分丁寧に調査されたという感想がある。「誠実に向き合ってくれた」「きちんと調査された」という評価とともに、感謝が述べられている。またDVの主張を聞いてもらった、面会交流が難しいことが理解されたという意見も、各々1件ずつ存在した。さらに調停委員に比べて、調査官は信頼感があったという意見もある。調査は丁寧に行われたが、時間の経過とともに実情が変わることを指摘する声もあった。

②、不本意な方向に誘導されたという声

十分調査されたという感想がある一方で、不本意な方向に誘導されたという声も存在する。

- 結果ありきの調書をつくと自分の弁護士から聞かされていましたが、そのとおりでした。
- 結果として問題はなかったが、結論ありきの調査と感じた
- 調査官の存在が、面会交流有りきだった。
- 訪問回数が複数回あり打ち解けたが、調査報告書が面会交流ありきでまとめられていた。子どもが拒否していて父親に疑問を持っていたのに上には逆らえないのだなという思いだった。
- 調査官調査は夫側に有利に働くものだと感じた。精神的な暴力は、調停では認められず、面会交流こそ子どもの幸せであると繰り返し言われ、違和感を覚えた。試行的面会交流の報告書には相手に伝わってほしくないことも記載され、誤字や間違った記載も多かったので、代理人を通して訂正を依頼した。短い時間なので、幼い子どもは父と認識しているかもよく分からない状態で、良好と結果がついた。
- 夫婦間のDVなどの問題点には触れず、面会は子どもにとって良いことだと言う前提だった。机上の空論だと感じた
- 問題ある親に対する調査がなされていない。とりあえず面会すればよいという姿勢に疑問を感じます。
- 虚偽の報告書を作られた。調査官の中で出したい結論があって、その報告にもっていきたいがためのストーリーでまとめられた。かなり長文で、こんな報告書は見たことないと言われて
- 虐待親でも面会交流に関してはやるのが前提で、虐待の証拠がないので幾ら嫌がっていても、面会する様に説得するのが調査官調査でした。
- 裁判所で試験的面会交流した際に子供が退屈そうにしていたのに、とても楽しそうにコミュニケーションが取れていたと報告書に書いてあった
- 片寄った考えや偏見で調書作成や質問がされていると感じた。
- 表面的に、調査をした事実を作るための調査だった。実態とはかけ離れた調査内容だった。初

めから、調停者のストーリーは出来上がっていて、それを肉付けしただけのように感じた。結果、一切子どものためにならなかったし、逆に更に傷付けた。本来の調査の意味をなされていない。とても残念に感じている。

- 裁判所の意向に持っていくための材料集めにしか感じなかった。
- 調査官に面会交流をするように説得をされたり、書面が来た。調査官あてに、反論する文書を提出したが、目を通してもらっているとは感じなかった。通り一片の「面会交流をなさい」以外に言うことがないのだろうか？と思えた。
- 強引に面会交流をさせようとしている。
- 調査官は面会をさせようという方向に持っていくのは辛かった。夫と面会して、子供に悪い影響が出たらそこはお母さんに腕の見せ所ですよと言われて、本当に何もわかっていないのだなと失望した。
- **調査報告書は元夫の虐待行為や私に加害していることなど、書面のほぼ全面で元夫の批判なのに、結論になると月1度の面交となっていた。** 文脈として理解できないし、おかしいと思った。
- 園の様子も調査しており、子供も良くない影響があることを書いておきながら、面会は妥当と全く一貫性のない書面を出されて結局は、面会ありきで書面を書いているのだとしか思えない内容だった。
- 調査報告書には調査官がこうですよねと言ってくれたこととは真逆のことが書かれていた(あのお父さんでは面会交流はしないほうがいいと思うと言っていたのに問題なしと書かれていた)。
- 子供は面会交流会調停当日一歳で人見知りがはじめていた時で私と離れると泣き叫びましたが、面会しても問題ないとの内容に不満でした。
- 調査官も面会交流ありきだった。 どうして会わせないのか、そればかりだった。 診断書や医師の意見書、療育の内容、病院からの意見等は全く無視された。「(相手側に会わせて)何か悪い影響があれば病院を受診してください」と捨て台詞さえあった。明らかに子どもの発達について詳しくない調査官だったが、自身を「専門」と呼び、子どもの状態を誤って判断した上でこちらのすり合わせもしないまま調書を作成し、それが通ってしまった。 障害や発達に関して資格を持っているのか問いただしたところ、その後調査官が変わった。資格など、持っていなかった。本当にひどい調査内容だった。 こんな人たちが職権で相手に子どもの顔を見せたり(顔を覚えさせたり)、会わせたり、子どもの状態を誤認したり、あってはならないと感じた。子どもの人権を無視した行為、虐待行為とさえ感じた。
- 嫌がっており、医師からも会わせるべきではないと意見書がでているのに 報告書では面会交流すべきだと書かれた。 そのせいで子供は不安定になり 登校できなくなった。 こどもへの精神的DVは立証が難しい。だからその調査官調査なのに、調査官が考えている着地点に無理矢理おさめられる感じの調査なので意味がないと思う。
- 相手が言うことを鵜呑みにしてるので、意味があるのか？と感じた部分もあった。
- 相手の素行や他の調停でのやりとりを見て親の本質を見てくれず、子供の意見は無視された。
- 自分の主観で偏っている感じがした

このように「不本意な方向」の調査官調査は、ほぼ面会交流に関するものである。「面会交流有りき」「夫婦間のDVなどの問題点には触れず、面会は子どもにとって良いことだと言う前提だった」「机上の空論だと感じた面会交流こそ子どもの幸せであると繰り返し言われ、違和感を覚えた」「とりあえず面会すればよいという姿勢に疑問を感じます。調査官の中で出したい結論があって、その報告にもっていきたいがためのストーリーでまとめられた」「調査報告書には調査官がこうですよと言ってくれたこととは真逆のことが書かれていた(あのお父さんでは面会交流はしないほうが良いと思うと言っていたのに問題なしと書かれていた)」など面会交流をすることが、無条件に善であるという前提があるように感じている人が多い。

そのうえで、「調査報告書は元夫の虐待行為や私に加害していることなど、書面のほぼ全面で元夫の批判なのに、結論になると月1度の面交となっていた。文脈として理解できないし、おかしいと思った」「園の様子も調査しており、子供も良くない影響があることを書いておきながら、面会は妥当と全く一貫性のない書面を出されて結局は、面会ありきで書面を書いているのだとしか思えない内容だった」「嫌がっており、医師からも会わせるべきではないと意見書がでていのに 報告書では面会交流すべきだと書かれた」など、調査自体は事実に沿っているのだが、そこから面会交流が「妥当」であるという結論に一気に飛んでいるところに整合性のなさを指摘する声もある。

さらに「表面的に、調査をした事実を作るための調査だった。実態とはかけ離れた調査内容だった。初めから、調停者のストーリーは出来上がっていて、それを肉付けしただけのように感じた」「虚偽の報告書を作られた」など、事実から当事者のリアリティとは異なった認定をされていると感じている人もいる。また「子供は面会交流会調停(ママ)当日一歳で人見知りがはじめていた時で私と離れると泣き叫びましたが、面会しても問題ないとの内容に不満でした」「調査報告書が面会交流ありきでまとめられていた。子どもが拒否していて父親に疑問を持っていたのに上には逆らえないのだなという思いだった」など子どもの拒否的な態度が、正しく反映されていないと感じている人も多い。

「試行的面会交流の報告書には相手に伝わってほしくないことも記載され」たという声もある。

また特に子どものヒアリング調査に関して、誘導があったと感じられているケースも見受けられた。

- 会いたくないと言わせないような誘導尋問をするのはどうなのか。
- 子供を面会交流させるよう誘導した。子供の会いたくないという言葉は無視した。
- 子どもに父親のことを良く言わせようとする意図が見えた。
- 子供の見方(ママ)であって欲しいですが、16才の子が会いたくないと言っても「未成年なので言い分は尊重されません」とのことでした。警察や、相手方の身内からも「会わない方が良い」と言わ

れているのに、面会交流を勧められます。

- 子どもの意見を伝えているのに子どもが小さいからと無視された
- 子供達の気持ちを直接きいてはくれたが、子供達はパパのことも好きなのよと うまくなだめられた
- パパがあなたに会いたがっている、会いたい？→怖くなければ→怖くないよ。怖くない人に見えたよなどと誘導した。
- 被虐待児に対する配慮がなかった。子供が一生懸命説明してもどれも無視された。虐待はなかったもののように扱われた。子供は小学校4年だったが、最初は幼児のように扱われ、その後は大人のように事務的に扱われ一貫性もなく、子供と信頼関係を築こうとする意図は全く感じられなかった。子供が一生懸命訴えた事実も、「たいしたことない」、「うそを言っている」等否定された。
- 父親について良い思い出を聞き出したり、面会について前向きな方向に誘導された。調査当日急に違う調査官が来て全然話が通じなかった。前住所に間違って調査官が行ってしまい、別日になり、子どもがその間とても不安定になった。また仕事を2日休むことになって迷惑だった。
- 親の調査では、調停や調査官調査がどのようなものかよくわからないまま行われたので、誘導的な調査だったと思います。調査結果がどのように使われるのか、その影響などについて裁判所から説明が欲しかったです。子どもの調査は子ども達が幼稚園生・小学校低学年の時に行われたものであり、調査で子どもが発した意見は全く反映されておりません。そのため、現在小学4年生になる子どもは、「裁判所は子どもの意見を聞くと言っても形だけ聞いたようにして、結局は大人の意見だけで決めるんでしょ。」というほどです。
- こどもの記憶は曖昧だと、年齢にかこつけ、精神的虐待をないことにされた。

「会いたくないと言わせないような誘導尋問をするのはどうなのか」「子供を面会交流させるよう誘導した。子供の会いたくないという言葉は無視した」「子どもに父親のことを良く言わせようとする意図が見えた」「パパがあなたに会いたがっている、会いたい？→怖くなければ→怖くないよ。怖くない人に見えたよなどと誘導した」「パパがあなたに会いたがっている、会いたい？→怖くなければ→怖くないよ。怖くない人に見えたよなどと誘導した」「父親について良い思い出を聞き出したり、面会について前向きな方向に誘導された」など、子どもの「会いたい」という言葉を引き出し、父親を良く言わせる方向に「誘導」しようという姿勢が、指摘されている。

また、「子どもの意見を伝えているのに子どもが小さいからと無視された」「16才の子が会いたくないと言っても『未成年なので言い分は尊重されません』とのことでした。警察や、相手方の身内からも『会わない方が良い』と言われているのに」「被虐待児に対する配慮がなかった。子供が一生懸命説明してもどれも無視された。虐待はなかったもののように扱われた。…子供が一生懸命訴えた事実も、『たいしたことない』、『うそを言っている』等否定された」「子どもの調査は子ども達が幼稚園生・小学校低学年の時に行われたものであり、調査で子どもが発した意見は全く反映されておりません。そのため、現在小学4年生になる子どもは、『裁判所は子どもの意見を聞くと言

っても形だけ聞いたようにして、結局は大人の意見だけで決めるんでしょ。』というほどです」「こどもの記憶は曖昧だと、年齢にかこつけ、精神的虐待をないことにされた」など、子どもたちが「会いたくない」などの面会交流に積極的でない意志を伝えた場合は、無視をされ、虐待などのその根拠については「こどもの記憶は曖昧だ」「『たいしたことない』、『うそを言っている』等否定され」る傾向が指摘されている。

さらに「子供は小学校 4 年だったが、最初は幼児のように扱われ、その後は大人のように事務的に扱われ一貫性もな」いなどの子どもの位置づけに関しての不満も指摘されている。子どもが「会いたい」といった場合には、面会交流の根拠をして使用するが、「会いたくない」といった場合には「子どもだから」とその意思を無視する態度は、確かにダブルスタンダードであり、確かに一貫していない側面もあろう。

③、不十分な調査しかされなかった。

不十分な調査しかされなかったと感じる人も 2 割程度いる。

- 旦那の言い分ばかり聞いて 私の言い分は聞いてもらえなかった。
- ほんの短期間で、人の本性がわかるとは思えない。なぜ身の危険を感じて別居してきている人間の意見を聞いてくれないのか。子どもを同じ目に合わせるリスクを少しでも感じたら、面会を強要しないでほしい。
- あまり子供の事を考えてないような気がした
- 調停中から調査官が入っていたが、調停員とのやり取りは聞いていないとし、調査官都合な話をしていた。子供の福祉とは名ばかりで、調査することはなく面会交流が義務に近い話を文書にしてきた。
- 調査官が途中で変わり、本当に理解しているのか怪しい感じだった。こちらに対しても「母親はこうあるべき」の様な目線で見られていた。
- 私に対しての家庭訪問や学校訪問がありました。親権の争いなんだから、子供達が通ってる学校、住んでる家を調査するのは理解します。それならば、子供達が父親の所に戻っての家庭訪問や学校訪問もしてくれれば良かったのに。と思いました。DV で 同居してた時の家から逃げています。父親がそこに住んでるので、父親の元に帰るのならば、子供達は元の家に戻り、元の学校に戻ります。私達の今住んでる家の家庭訪問をしました。こと細かく間取り図まで載せて調査書を作成しました。学校、幼稚園にも行きました。そこでも調査書を書かれてて、悪い事をしてなくても 文書にされ、傷つきました。だから。では無いですが、なぜ、元の学校、家の調査書を書かないのでしょうか？ 子供達の親権を争ってるんです。少ない可能性でも、子供達が元の学校、家に戻る可能性があります。ならば そこの調査もするべきではないでしょうか？ して欲しいです。アンフェアだと思いました。
- 保育園の対応毎に対応が違い、事実とは違う事を書かれたりした。
- たった 1 回の調査で決まる事。時間も、日付も通達済み。こんなの調査じゃありません。たった数時間いい子にしていれば、OK 貰えるなんて、おかしいです。複数回の調停、調停委員へ

の態度、裁判長への態度、家庭裁判所から、書類を出すように言われても無視。こんなに沢山の問題行動があった相手でも、調査官は、面会交流事項の変更について同意の意見書を出しました。

- ただ一回聞き取りをただけで子供の内面を調査結果にできるものではないと感じた。
- 多胎児と一緒に面倒見てくれている母も寝ていない状態、父もそんな生活に疲れながら働きに出ており、フラフラだから親への調査は勘弁してほしい。二人とも、私の配偶者への不信感しかないんだと伝えているのに、調査が行われ、父はそのあと心の病をかかえ、認知症になっていった。裁判所は全くその責任は問われない。相手方の自宅もぜひ同じように調査してほしい。
- ありきたりな感じで、子どもの本心が分かるのかな、と感じた。
- 調査は儀式的で結局、月一回の面会の話に持っていかれた
- 信じてもらえなかった
- モラハラは外ヅラがよく、調査官調査位ではボロは出ないだろうと思った。
- 一人の人の主観で判断されないような配慮が必要
- 相手と子どもの関係性の話ばかりで、自分の気持ちを汲み取ってもらえなかった。
- 面会交流は子どもによって必要だと調査官は言っていたが、別居親がどんな悪党なのかわかってから言ってくれと思った。
- 保育園にも調査官がいましたが、園長いわくこちらの話をすべてを悪い風にとらえられました。変な人だとおもったときかされた。笑いもしないくらい女性がきた。
- 通り一遍の査察をするのみで、真に普段の生活を知れる調査だったとは思わない
- 急に來られて、何の為に來たのかよくわからなかった。不審な感じがした。
- もう少し、寄り添って欲しかったです。
- 自宅に来てくださり、生活ぶりを評価してくださった事は感謝しています。しかし、もう少し父親の経済的暴力や、身体的暴力についてヒアリングして下さったらと感じました
- もっと時間を掛けて、子どもの思いを聴きとって欲しかった。
- 臨床心理士ではないのに、心理学を学んでるのか、正しくない評価をしてきた。それは、臨床心理士に直接内容について聞いてみて分かったことだった。また、母親の立場を理解していない。
- 書かれた内容の意味が全く違う。一回しか調査しないのに、調査官の感覚で結論付ける事は問題。専門家と言っても、話しな(ママ)内容の意味を理解してないし、訴えている事の重要さも理解してない。調査の意味がない。
- あら探しのような調査だった。子供に難しい質問をしていた。
- 調査官は、心理カウンセラーではないのに、「自己肯定感」など、専門家しか使うべきではない表現をたびたびされた。また、調査内容に事実ではないことがあった。また、不倫して息子に黙って勝手に出て行った夫に対して調査が行われないことに非常に違和感を感じる

「旦那の言い分ばかり聞いて 私の言い分は聞いてもらえなかった」「信じてもらえなかった」「事実とは違う事を書かれたりした」など、調査において自分たちの意見(言い分)が聞いてもらえなかったと感じている人たちがまだいる。

さらに、「ほんの短期間で、人の本性がわかるとは思えない。なぜ身の危険を感じて別居してきている人間の意見を聞いてくれないのか」「たった 1 回の調査で決まる事。時間も、日付も通達済み。こんなの調査じゃありません」「ただ一回聞き取りをただけで子供の内面を調査結果にできるものではないと感じた」「書かれた内容の意味が全く違う。一回しか調査しないのに、調査官の感覚で結論付ける事は問題」「一回しか調査しないのに、調査官の感覚で結論付ける事は問題」など、短時間の調査に基づいて、審判がなされることに疑問を持つ人がいる。また同様に「ありきたりな感じで、子どもの本心が分かるのかな、と感じた」「もっと時間を掛けて、子どもの思いを聴きとって欲しかった」「モラハラは外ヅラがよく、調査官調査位ではボロは出ないだろうと思った」「自宅に来てくださり、生活ぶりを評価して下さった事は感謝しています。しかし、もう少し父親の経済的暴力や、身体的暴力についてヒアリングして下さったらと感じました」など、現行の調査のあり方では不足していると感じている人がいる。

さらに「調査は儀式的で結局、月一回の面会の話に持っていかれた」「子供の福祉とは名ばかりで、調査することはなく面会交流が義務に近い話を文書にしてきた」と不十分な調査のまま、面会交流をすべきだという結論を出されることに不満を持つ人がいる。

また「調査官が途中で変わり、本当に理解しているのか怪しい感じだった」など、調査官の異動や変更による不十分さの指摘や、「複数回の調停、調停委員への態度、裁判長への態度、家庭裁判所から、書類を出すように言われても無視」などのこれまでの「(相手の)沢山の問題行動」は調査に反映されないことなどに不十分さを感じる人もいる。同様に、「私に対しての家庭訪問や学校訪問がありました。親権の争いなんだから、子供達が通ってる学校、住んでる家を調査するのは理解します。それならば、子供達が父親の所に戻っての家庭訪問や学校訪問もしてくれれば良かったのに。と思いました。DVで同居してた時の家から逃げています。父親がそこに住んでるので、父親の元に帰るのならば、子供達は元の家に戻り、元の学校に戻ります」と特に親権の争い(ママ)において、現監護親や子どもたちばかりが調査され、非監護親については調査されないという非対称性を問題にする人もいる。「不倫して息子に黙って勝手に出て行った夫に対して調査が行われないことに非常に違和感を感じる」、また 1 で「問題ある親に対する調査がなされていない」など、監護親だけが一方的に調査の対象とされることへの不満の声もある。

「臨床心理士ではないのに、心理学を学んでるのか、正しくない評価をしてきた」「専門家と言っても、話しな(ママ)内容の意味を理解してないし、訴えている事の重要さも理解してない。調査の意味がない」「調査官は、心理カウンセラーではないのに、『自己肯定感』など、専門家しか使うべきではない表現をたびたびされた」と調査官の「専門性」について厳しい視線を投げかける人もいる。自由記述を通して読んだ感触

では、こうした「専門性」で求められていることは「臨床心理士」など、子どもや、時には母親の気持ちに寄り添い事実確認ができる専門家のように見受けられる「母親の立場を理解していない」「もう少し、寄り添って欲しかったです」ということなのだろう。

④、調査による傷つき

- 調査結果は大きな問題はなかったが、調査そのものが負担だった。(離婚前の監護者指定審判の時にされたため、「監護親として適格か」を評価されていると感じ、なぜ訴えられたこちらだけそのような評価を受けなければならないのか疑問だった。家の広さや間取り等、家中を観察されるのも嫌だった。)
- 学校の先生への調査結果で、先生から服が少し破れていたなどコメントがあったり、調査官からも同様のコメントがあったが、こどもが元気すぎて、すぐ服をやぶいたりするのが理解されなくてショックだった。
- 調査官は良い方だった。子供の様子を調査されると思っていたが、実際は親子関係も見ていた。家の中の様子についても詳しく書かれるのでプライバシーがないように感じた。家庭の状況も園には伝えていて、子供の保育園に訪問し保育士にも調査官が話を聞いたが、保育士の否定的な言葉も調査結果に載っていて悲しかった。
- 穏やかに話していたが、かなり高圧的だった。子どもを調査官に合わせるときも、こちらの心配が理解されているのかわからなかった。弁護士によると中立を守るための部分があるようだが、詰問調で辛かった。
- 初対面で威圧的な態度だった。私が子どもたちに虐待をしていると元夫から聞いていたらしく傷ついた。こちらが元夫から精神的なDVがあったことを説明していき資料も提示すると態度が変わり柔らかくなったが辛かった。
- 過去の出来事は証跡がないと信じてもらえないし、反論にも使えなかった。母親が追い込まれるだけで、解決にはならないと思った。
- 思い出したくないことをしゃべらないといけない。
- 電話での聞き取りでした。婚姻時の話を詳細に話さなければならず、思い出すと精神的にしんどくなりました。私が話した内容も正確に伝わっておらず、違った内容で調査書が作られていました。後日、訂正したい箇所があるか聞かれ、その内容をまた主張書面として提出するように言われました。調停の中で口頭で主張すればいいことなのでは？と精神的にきつい中、お役所仕事だなど思いました。

調査結果に不満はなくても、監護者指定審判において「監護親として適格か」を評価される、「家の広さや間取り等、家中を観察されるのも嫌」「家の中の様子についても詳しく書かれるのでプライバシーがないように感じた」など「調査そのものが負担」という声があった。

また学校の先生や調査官から、服が少し破れていたなどの指摘をされ、おそらく監

護親としての不十分性を指摘されたと感じたのか、「こどもが元気すぎて、すぐ服をやぶいたりするのが理解されなくてショック」であるという声や、「保育士の否定的な言葉も調査結果に載っていて悲しかった」という声がある。調査である以上不可避かもしれないが、先生との信頼関係に影響が出たうえで、また引き続き子の監護を続けるのは、心理的負担が大きいのではないかと感じる。

また「思い出したくないことをしゃべらないといけない」「婚姻時の話を詳細に話さなければならず、思い出すと精神的にしんどくなりました」など、調査である以上、仕方ないことであるが、被調査者が心理的に辛い思いをしていることは、調査官が留意されたい。

さらに「穏やかに話していたが、かなり高圧的だった」「初対面で威圧的な態度だった。私が子どもたちに虐待をしていると元夫から聞いていたらしく傷ついた…辛かった」など、調査する—されるという非対称的な関係において、高圧的・威圧的に出られることによる心理的負担もある。

⑤、子どもたちへの影響

調査で事実を調べることにより、子どもたちに影響がでたという声は多数あった。

- 子どもを守るための調査官調査ではなかった。子どもの心理を逆手にとり傷つけ面会交流に応じないときみはお父さんを自殺に追いやるよと言われて、子どもは今でも心の病氣、うつで苦しんでいる。
- 未就学児に2時間子だけ別室に引き離されて、「面会交流してもいい」という言葉を引き出すまで調査が終わりませんでした。この面接後 PTSD は悪化し、学校にも行けなくなり、本格的な治療(200万以上かかった)が終わり、普通に学校に行けるようになるまで母子共に大変な思いをしました。
- 事情はどうであれ、子供に父親と言う存在をわからせることこそが正義というような非常に偏った価値観を押し付けられているようで、1歳で別居し父親の記憶がない子供に対して「お父さんのことを覚えてる?前に住んでいたおうち覚えてる?お父さんに会いたい?」などと子供も困惑し私も動揺するような無責任な質問を何度もされた。面前DVを何度も繰り返していた夫の写真を子供に見せて「これがお父さんだよー」と洗脳するようと言われた。子供にとって父親がどのような人物か写真で見てイメージすることが大事だからと、こちらの感情を考えないよな一方的な提案をされた。
- 幼い子どもにたいして、個別で面談してその際に、誘導尋問に近いことをされたと印象を受けた。相手方の事を思い出し面談した夜に子供がおねしょをする日々があった。
- 面会交流の調査官調査が子供の負担になっていたと思う。特に家庭裁判所内で行われた試験的の面会交流では、子供のストレスを高めてしまった。試験交流前の子供と調査官の面談時も子供たちなりの言葉で面会交流拒否を訴えていたが「短時間なら良い?」「少しだけ会ってあげて、

お父さんに直接話したらどうか？」と大人の手法で、子供を誘導されたと思う。試験交流は行う、面会交流の取り決めはゼロにはしないとゴールが決まっており、そこに誘導するための調査は公平でないうえ、精神的な負担が大きい。

- 父親のことを考えたくない精神状態なのに、父親イメージについて考えるように言われてキツかった
- 家裁で施行的面会交流(ママ)をすることになり、調査官が家庭訪問した。面会交流の説明のため、こどもと調査官 2 人きりで話しが終り調査官が帰ったあと、こどもはすぐに相手方と会うと勘違いし「パパに会いにいく」といいはり、説得するのに苦労した。以前住んでいた家に電車に乗っていく、面会した場所にいるはずだから、そこに連れて行け、と散々連れ回された。その時は発達障害で自閉症とは診断されていなかったが、言語訓練に通い支援を受けている状態にもかかわらず、こどもは気持ちの切り替えができず配慮されなかった。
- 子どものホントの不安に気づいてくれない。
- 子供が泣き叫び、それでも私から放そうとした。子供の人権は無視された。
- DV であっても子供に配慮がないような、更に親の事に巻き込んだ感じがあった はっきり伝えてしまう所は嫌悪感でした。
- 4 歳児と 9 歳児になのに、親抜きでの一对一の調査時間が長すぎて、心配になった。
- 子供には、負担感が大きく感じた。
- 調査官の態度や子供に聞く質問の内容から子供は精神的に不安定になりました。傷ついた状況で逃げてきた子供の気持ちを踏みにじるような発言は本当にひどいと感じました。
- 嫌がる子を無理矢理会わせ、何を求めているのかと不愉快でした 子供がかわいそうです
- 全く子供の事を考えていない人だと思った。本当に勉強しているのか？ 板挟み状態と決めつけており、パンフレットまでよこした。子供にとって、どれだけ悪影響を起こしているかわかってもらえない。
- 長男はまだ虐待の影響で精神がまいっているのに兄弟の様子や意見をききたいと、私の連れ子である兄の様子を見ることも強要された。
- 虐待のあったこどもへの悪影響の軽視
- 調査官調査の担当の方が話をする前に色々と話をしてくださり、言いたい事をいえたいのですが、フラッシュバックがありました。また、話してしまった恐怖心からなのか(お父さんが怖い)調査官調査の後には、頭痛、腹痛など心身へのストレスがあり、学校を休みました。寝込んでしまったので、かなりのストレスだったと思います。(ただ、小学校の担任の先生の理解があったので、その後登校してから暫くの間は担任の先生が寄り添ってくれました) 子の心身に対する負担はかなり大きいです。

面会交流を実現させるために、調査官調査や試行面会が、子どもにかなりの負担を強いていることが明らかである。とくに調査官が「面会交流に応じないときみはお父さんを自殺に追いやるよ」と発言する、「未就学児に 2 時間子だけ別室に引き離され

て、「面会交流してもいい」と言う言葉を引き出すまで調査が終わらない、「1歳で別居し父親の記憶がない子供に対して『お父さんのことを覚えてる?前に住んでいたおうち覚えてる?お父さんに会いたい』」などと子供も困惑し私も動揺するような無責任な質問を何度もする、さらに1歳児に面前DVを繰り返していた父親の写真を子供に見せて「これがお父さんだよー」という、などは、常識的に考えれば激しく子どもの心を傷つける行為である。

結果として、「子どもは今でも心の病気、うつで苦しんでいる」「面接後PTSDは悪化し、学校にも行けなくなり、本格的な治療(200万以上かかった)が終わり、普通に学校に行ける様になるまで母子共に大変な思いをし」たりする結果が引き起こされるのは、当然だと言えよう。また個別の面談で、「誘導尋問に近いことをされた」ことで、「面談した夜に子供がおねしょをする日々があった」など、精神的・身体的症状が出るほどの調査が行われているとすれば、そもそも「子どもの最善の利益」はどこに行ったのだろうかという疑問を持たざるを得ない。

試行面会の実施のために、子どもが面会交流拒否を訴えても、「短時間なら良い?」「少しだけ会ってあげて、お父さんに直接話したらどうかな?」と誘導されれば、心理的な負担が大きいのは当然である。

誘導がなかったとしても、「調査官調査の担当の方が話をする前に色々と話をしてくださり、言いたい事をいえたらしいのですが、フラッシュバックがありました。また、話してしまった恐怖心からなのか(お父さんが怖い)調査官調査の後には、頭痛、腹痛など心身へのストレスがあり、学校を休みました。寝込んでしまったので、かなりのストレスだったと思います」というように、子どもの心理的負担は大きい。

「調査官の態度や子供に聞く質問の内容から子供は精神的に不安定になりました。傷ついた状況で逃げてきた子供の気持ちを踏みにじるような発言は本当にひどいと感じました」「嫌がる子を無理矢理会わせ、何を求めているのかと不愉快でした 子供がかわいそうです」「子供が泣き叫び、それでも私から放そうとした。子供の人権は無視された」などさまざまなケースを見れば、そもそも何のために調査官調査を行うのか、調査を子どもに実施することの意味は何なのかを精査する必要があるのではないだろうか。

⑥、調査官間のばらつきと様々な要望

- 調査官(1) 30代くらいの女性 中立的な立場で こどものペースに合わせて聞き取りをしてくれ、とてもよかった。 調査官(2)50-60代の女性 偏った考えがあり、最初からこどもの名前を間違える。指摘しても間違える。こどもが自分の意見を話してるのに 遮るように話に入ってきて 言いたいことをちゃんと伝えられず こどもが怒っていた。
- 途中で担当者が退職し、気の強い女性に代わって、最初から関わってないのに頭ごなしに言ってきた

- 2名携わってもらったが、子どもに寄り添い子どもの話をよく聞いてくれて別居親の様子と合わせて判断してくれた方と、まだしっかり自分の意見を受け答えできない末っ子の本心を汲みとれていない方がいた。そのため後者の時はモヤモヤした調査書になっていた。
- 初めに「面会交流ありき」の方針の調査官に当たってしまい、子供の話はよく聞いてくれ、子供の信用を得てから、試行面会直前まで貧乏ゆすりしながら「嫌」の0から10スケールでMAX10を示す子供に、試行面会を強行されたので、子供が混乱した。報告書としてはきちんと、続行に対し疑問を呈してもらえた。年度代わりで別な調査官となり、子供の話を母親以上によく聞き取ってもらえ、的確な調査報告書を作成してもらえた。調査官には、大人の思惑より子供に寄り添ってほしい。
- 前の調査官は、なかなか読めない人だったけれど、中立的だったと思う。調査官が変わって、あまりやる気のなさそうな人だった。あと向こうの弁護士は、調査官あがりなので、忬度は絶対あったはずだ
- 途中で調査官が変わったのが、残念だった
- 年配の男性の調査官の方は、私が伝えた言葉をご自分の考えに替えて報告書を作られた。若い女性の調査官の方は、私や子供達の言葉をそのままに報告書を作られていた。

調査官の異動や変更に伴って、調査官といえどもさまざまに異なるのだという感想を持っている人が数人いた。「中立的だった」「中立的な立場でこどものペースに合わせて聞き取りをしてくれた」という事が評価されている。自由記述の全体を通じた感想であるが、監護親である母親に、(揉めているには相応の理由があるにもかかわらず)子に面会交流をさせる責任主体となることを求め、監護親のみ調査をすることで、結論は「面会交流ありき」だと感じている母親が多くいる傾向がある。こうした面会交流をめぐる構造自体が、監護親に負担感・不公平感を感じさせている印象がある。

また「子どもに寄り添い子どもの話をよく聞いてくれて別居親の様子と合わせて判断してくれた」「子供の話を母親以上によく聞き取ってもらえ、的確な調査報告書を作成してもらえた」という事に見られるように、気持ちに寄り添って調査をおこなったあと、その調査を反映した報告書を作ってもらおうことが、求められているように思われる。

子どもにより影響があったと答えた人は調査票では20人ほどいたが、自由記述にはなかったため、ここでは記述できない。また以下は、どのカテゴリーにも属さない調査官や調査への要望、不満である。隠していた住所や、情報が漏れることは、場合によっては命の危険もあり得る。そこは裁判所に隠さなければならない個人情報の保護の徹底を求めたい。

- 子供と直接話をして、それを教えて欲しかった(注:話した内容のことか?)
- 子どもたちには事前に話を聞きにくることを伝えていたが、下の子はお母さんの知り合いが遊びに来てくれたと思っていたし、上の子は緊張していることが伺えたので、これで調査になるのか不安になった。
- 児童ポルノを閲覧する夫は悪くないと言われた

- 隠していた住所が大体分かる文章で、代理人にこの文章はダメだと言ったが、あちらに見せた後だったから、諦めるように言われた。離婚調停の内容が、面会交流の調停の調査官の文章で出てきたが、あちらの訴えが、私の事を悪くいう為の作り話でほとんど身に覚えのない事で訴えていたのを知る。代理人に前回の事だから、口を出さないと言われた。
- 相手方に知られたくない情報が漏れた。
- 元夫のありもしない主張に対し、こちらが反論する余地を与えられなかったこと。
- 調査官調査では子供が父親を拒否しているという結果が出ていたが、面会交流調停に 2 年近くの時間がかかり、結果を出す頃には調査官調査を実施してから時間が経ちすぎているとの参考はあまりしてもらえなかった。
- 現役の子育て世代の人を配置して欲しい。2 人の調査官が担当してくれたが、未婚の若い女性と既婚の中年の女性のコンビで、自分の世代とは育児の価値観や意識に隔たりがあるようにとても感じた。

3 面会交流についての分析

調査の回答によれば、面会交流を取り決めている人は、協議離婚で 37 パーセント、調停離婚では 62.3 パーセントと調停離婚のほうが圧倒的に高いが、実際の面会交流の実施率を見ると、協議離婚で 34.7 パーセント、調停離婚で 36.6 パーセントとほぼ差がないことが分かる。数字で見る限りでは、面会交流の取り決めがそのまま高い実施率とは結びつかないことがわかる。

面会交流取決め・実態 と 離婚形態 のクロス表							
	協議離婚		調停離婚		裁判離婚・和解	合計	%
取決めがあり、その通りに行われている	8.7%	92	17.0%	109	8.2%	43	246 10.6
取決めがあり、その通りにほぼ行なわれている	11.7%	123	13.4%	86	6.9%	36	245 10.8
取決めがあるが、その通りに行なわれていない	10.4%	109	21.2%	136	11.6%	61	306 12.9
取決めがあり、途中まで行なわれていたが時期から途絶えた	6.2%	65	10.7%	69	6.7%	35	169 7
取決めはないが面会交流は行なわれている	14.3%	151	6.2%	40	13.6%	71	262 11.2
取決めはないが、少しでも面会交流をしたことがある	11.2%	118	3.6%	23	9.6%	50	191 8.4
取決めはなく、面会交流もおこなわれていない	37.5%	395	28.0%	180	43.0%	225	800 39.1
		1053		643		523	2219 100%

それでは、面会交流が取り決め通りに行われない理由は何であろうか。最も多いのは、相手が取り決め後何も言ってこないである。また、相手が遠方や多忙で実施できない、相手が思い通りの内容でないため、相手が再婚（交際相手ができ）、希望してこなかった等、相手の都合で実行してこないという理由もかなりの割合にのぼる。

「面会交流が取り決め通りに行われていない」と答えた人にお聞きます。			
面会交流が取決め通りに行われていない理由を教えてください。（複数回答）			
		%	人
500人中	相手が取り決め後何も言ってこない	39.8	199
	面会交流が適切でなく、悪影響があると思ったから	21.2	106
	子が嫌がって、面会交流に連れて行けないから	14.6	73
	相手が遠方や多忙で、やむをえずできていない	14.0	70
	相手の思い通りの内容でないため、実行してこない	13.2	66
	相手が再婚（交際相手ができ）、希望しなくなった	11.2	56
	子どもが成長し部活や学校行事等の理由で日程が合わなくなった	10.2	51
	決めたルールが子にあっていない	9.8	49
	自分の再婚	0.2	1
	その他	28.6	143

それでは面会交流が実施できていない理由を自由記述からみていこう。

面会交流の取り決めが実施できていない理由をみていこう。基本的には、調停離婚、裁判離婚、和解の裁判所を使用して離婚を取り決めたひとたちを対象としている。

① 相手が望んでいない、失踪、もしくは、再婚など家族形態の変化のため

- 失踪してしまった為。
- 失踪したので
- 連絡取れない
- 連絡げ(マ)取れなかったから
- 音信不通
- 連絡が取れない状況だったため
- 相手がすぐに再婚したから
- 相手には新しい家族があり合わせたくなかったから
- 既に別に女性とその女性の子供もいた為
- 相手が会いたくないと言ったため
- 相手方が調停 1 回目から結審までの 2 年半一貫して『面会はしなくていい』と主張していた。よって裁判官や調停委員の配慮により『審判書には面会交流自体の項目はなしにする』と言って頂けた為。尚、万が一面会交流を希望の場合は相手方から面会交流調停を申し立てる事となっている。
- 子供と会ってほしいと出てきたが調停でも会いたいとも言ってもらえず、こちらも会わせたいと思わなくなった。 面会交流は、すべてのケースに当てはまるものではない。
- 相手から具体的な案がなく、また危険も伴うと判断したため取り決めなかった。
- 相手が会うのを拒否した為(私に会うのを避ける為)
- 子供が会いたいと言うなら会うと言われたが子供には父親の記憶がないので会いたいと言ったこともなく会わせた事もない
- 上の子は本人が会いたがらない、下の子は相手親が会いたがらないため。
- 相手から親権も子供も要らん、といい、寝たきりの状態で切り捨てられたから。
- 裁判所で相手が子どもに愛情はないと言ったから。
- 相手が子供との交流にどちらでもいい。との返答だった。
- 取り決めをしようとしたが、相手側が「会うつもりがない」と言ったから
- 相手が面会交流したくないと言うから
- 去る者は追わずと言われた。
- 相手が子供に会いたいとは思わないと言ったから
- 口だけだった
- いつでも会って良いと提案したが、今は会えないと言われ、一切連絡なし。

これをみると、別居親の意志で、面会交流の取り決めがなされない場合が3つほどある。第一に、「失踪してしまった為」「失踪したので」「音信不通」「連絡取れない」など、別居親が失踪してしまい、そもそも家族のもとを去っている場合や連絡が取れない場合。

第二に「相手がすぐに再婚したから」「既に別に女性とその女性の子供もいた為」など、再婚などの家族形態の変化に伴い、子どもに会いたがらない場合。

第三に、「子供と会ってほしいと出てきたが調停でも会いたいとも言ってもらえず、こちらも会わせたいと思わなくなった。面会交流は、すべてのケースに当てはまるものではない」「相手方が調停1回目から結審までの2年半一貫して『面会はしなくていい』と主張していた」「いつでも会って良いと提案したが、今は会えないと言われ、一切連絡なし」「相手から親権も子供も要らん、といい、寝たきりの状態で切り捨てられたから」「裁判所で相手が子どもに愛情はないと言ったから」「相手が子供との交流にどちらでもいい。との返答だった」「取り決めでしようとしたが、相手側が『会うつもりがない』と言ったから」「相手が面会交流したくないと言うから」「去る者は追わずと言われた」など、非監護親に面会交流の意志がない場合である。

②危険であることが理由、もしくは裁判所が面会交流を認めないケース。

- 子どもたちがDVをうけていて、会いたがらないから
- 子どもが手を出されており、そもそも合わせるという考えがなかった
- 実の娘に性的虐待してたので、会わす必要ないので
- 子どもへの性的精神的虐待が離婚原因だったので面会交流は拒否しました
- DVだった為面会交流なしの取り決めです
- DVだから
- モラハラ（私だけでなく子どもに対しても）が原因だったから
- 自分の欲求を満たすことしか頭になく、女遊びも平気で子供の前で電話したり、仕事しないのにお金を持っているから何でも不思議で見えていたら、私や子供の大切にしているものを知らない間に売って遊ぶお金に変えていたから、あと、子供をロボットの用(マ)に思い道理に(マ)動かしたくて虐待のようなことをしてきたので、会いたくもないし会わせたくもないし、子供には忘れさせてあげたいから。離婚の原因がDVだったので
- 調停員のアドバイスで、取り決めのないほうがストレスがない場合があると。調停を長引かせたくなかったからかも知れませんが、わたしはそれに納得しました。
- 面前DV モラハラ 最高裁まで戦った
- 子供への暴力が原因で別居したため、面会させると命の危険があるため
- 弁護士と調停委員が「子どもの命が危険」と無くていいように流してくれた。

- 面会免除判決(マ)
- 代理人と裁判官に急かされて決められなかったから
- 面会交流申し立てがあったが裁判所が却下した
- 相手が子どもに誘導するような質問ををされたら(マ)、拒否することができない年齢と考えられた
- 取り決めを守るような相手ではないので家裁で面会は子供が望んでもNGにしました
- 弁護士と調停委員が「子どもの命が危険」と無くていいように流してくれた。

子どもたちへの危害が理由で、面会交流の取り決めをしない人たちがいる。理由は、「実の娘に性的虐待してたので」「子どもへの性的精神的虐待が離婚原因だったので」といった性的虐待、「子供への暴力が原因で別居したため、面会させると命の危険があるため」「子どもたちがDVをうけていて、会いたがらないから」など子どもへの暴力、「DVだった為面会交流なしの取り決めです」などDVというものである。

また「調停員のアドバイスで、取り決めのないほうがストレスがない場合があると」「子供への暴力が原因で別居したため、面会させると命の危険があるため」「弁護士と調停委員が『子どもの命が危険』と無くていいように流してくれた」「面会交流申し立てがあったが裁判所が却下した」など、裁判所や弁護士、調停委員などの司法関係者が、危険を察知したりして、取り決めを避けたり却下するケースもあった。

また「調停員(マ)のアドバイスで、取り決めのないほうがストレスがない場合があると。調停を長引かせたくなかったからかも知れませんが、わたしはそれに納得しました」「代理人と裁判官に急かされて決められなかったから」など、調停を迅速に終わらせることを目的として、面会交流の取り決めがなされなかったと疑われるケースが2件あった。

③物理的な理由で、取り決められない、取り決め法がわからない。

物理的な理由で、取り決められない、取り決め方がわからない場合もある。

- 県外にいる為
- 相手が遠方に居るので
- 相手が海外に行ったから
- 互いに県外に居住しており、もともと会う機会が少ない。
- 相手が外国人で取り決める方法が分からない

物理的な理由が取り決められない場合は、「県外にいる為」「相手が遠方に居る

ので」「相手が海外に行ったから」「互いに県外に居住しており、もともと会う機会が少ない」がある。「相手が外国人で取り決める方法が分からない」という者もある。

協議離婚では「元旦那が海外に住んでいるため」「私と子供達は日本に住んでおり、子供達の父親は〇〇に住んでいる為」「遠方に引っ越したため」「居住地が遠いから」「相手が本州、私と子供達は北海道に帰郷したから」「服役中のため」等をはじめとして、遠方であるため、もしくはほぼ困難であるから取り決めないという回答は幾分存在した。しかし裁判所を経由したもので距離が問題なケースは、ここにあげられた4件である。

④面会交流をさせたいがために、取り決めないケース、もしくは、子どもの意志に任せるケース。

全体を通してみると、子どもを主体に考えるがゆえに、あえて面会交流の取り決めをしないケースがみられる。ただし、調停離婚では取り決めない場合も、のちに取り決めることを約束している場合が多い。

【協議離婚】

- 子どもが会いたいと言えば、交流をしたら良いと思った為。
- 親の勝手に面会の回数や日にちを決めるのではなく、子供には自由に父親に会わせてあげたかったから 子供が会いたいと言った時に会うと約束した
- 子どもが小さかったので、わかるようになってから会いたければ会えるようにしています。
- 子供が会いたいと言った時にだけ会わせようと思ったから
- 子供が善悪の分別が着くような年齢になって、会いたいと言ったら制限はしない
- 子どもが会いたい時に合えば良いと思っているから
- 子供と直接連絡を取り合って会うから

【調停離婚】

- 子供がある程度の年齢になっていた事と、スマホを持っている為、面会について特に決める必要性を感じなかったからです。
- ある程度の年数が経って会えてなかったら、協議をすることになってましたが、そこまですらならず、子どもが会いたがっていたので、連絡をしました。
- 私が落ち着いて、お互いや子どもが望んでいると思ったら、また決めましょうという事にした。
- なるべく沢山子供に会って欲しかったので回数をつけなかった。

- 互いに県外に居住しており、もともと会う機会が少ない。子どもには会って愛情を与えて欲しかったので、制限は設けてない。
- 相手が遠方に居るので、相手の都合が良い時に年に1.2回連絡があり会う程度。
- 子供に任せております。
- 子ども自身に自由に決めさせたから
- いつでも会えるが、相手から子供に会いたいと言って来た事がない

【和解】

- 面会日という約束の日を定期的に決めても、自己都合ばかりで守ってくれる人ではなかった。固定の面会日は作りたくない伝えてある。
- いつでも会える状態だから
- 会いたい時に会っても良いという内容だから。
- お互いの居住地が遠かった事と、子どもが会いたくないといったため、子どもが会ってもいいと言ったら会う事に決めた

ここでは離婚の形態によって顕著な傾向がでたので、離婚形態別にまとめた。まず、取り決めをしていない協議離婚のひとは、「子どもが小さかったので、わかるようになってから会いたければ会えるようにしています」「子供が善悪の分別が着くような年齢になって、会いたいと言ったら制限はしない」など、子どもが相手を分かるようになってから会わせるようにするために、取り決めをしていないひとたちがいる。乳児の面会交流などはしないと決めているひとたちである。

また「子供が会いたいと言った時に会うと約束した」「子どもが会いたい時に合えば良いと思っているから」というように、基本的には、子どもの気持ちを尊重し、それに沿って面会をさせようとしている。「親の勝手に面会の回数や日にちを決めるのではなく、子供には自由に父親に会わせてあげたかったから」というように、日時や回数を決定するのは、硬直性を生むと思われる。「面会の回数や日にち」の決定は、「親の勝手」でなされる。それよりも子どもに合わせて「自由に」会うためにこそ、面会交流を取り決めないという理屈である。ここでは、面会交流の取り決めが「制限」になるとと思われるのだろう。

これに対して調停離婚は、「ある程度の年数が経って会えてなかったら、協議をすることになってました」「私が落ち着いて、お互いや子どもが望んでいると思ったら、また決めましょうという事にした」というように、面会交流の具体的な取り決めがなされなかったとしても、面会交流をさせることよりは、状況が可能になれば、「面会交流を取り決めること」そのものを取り決めているというケ

ースがある。これは子どもの意志をみながら面会交流をしていという、異なった意味を持つ。あくまで、「取り決め」をどのようにするのが、関心ごとになっている。

「なるべく沢山子供に会って欲しかったので回数をつけなかった」という回答もあった。現在の原則面会交流は、月に1回、もしくは2回がスタンダードだといわれているが、多くの日程を事前に決定しておけば、実施する際にいわゆる「足枷」になりかねない。決めないでいるからこそ、子どもの状態に合わせて、また子どもの気持ちを見ながら、フレキシブルに対応できるということなのだろう。「回数をつけない」ほうが「なるべく沢山子供に会える」場合があるというのは、ある種のパラドックスのようであるが、現実の子育ての場面で親が子を監護する際には、事前にその回数や日程などは決まっていけないものであることを鑑みれば、説明がつくことであるかもしれない。面会交流を硬直的な運用をしないことで面会の潜在的な機会は増加し、会いたい時には会うことが可能になるいっぽう、必要な時には適度な距離も保たれ、結果として親子の関係を良好に保つのではないだろうかと思わされる。

また「互いに県外に居住しており、もともと会う機会が少ない。子どもには会って愛情を与えて欲しかったので、制限は設けてない」「相手が遠方に居るので、相手の都合が良い時に年に1.2回連絡があり会う程度」といった声は、そもそも距離的に面会に困難がある（双方、すでに②で取りあげてある）ケースである。その際に「子どもには会って愛情を与えて欲しかったので、制限は設けてない」といったやり方は、子どものための柔軟な面会交流を考えているといえよう。ただし、「制限をつけない」という「取り決め」をしたならば、それは即座に非監護親が面会交流の決定権をもつことになり、監護親と非監護親の関係が緊張感のあるものであったり、権力の不均衡があったりする場合には、取り決めをしないこととは根本的に異なる事態がもたらされるだろう。

「子供がある程度の年齢になっていた事と、スマホを持っている為、面会について特に決める必要性を感じなかったからです」「子供に任せております」「子ども自身に自由に決めさせたから」などのように、子どもの年齢がそのありかたを可能にしているのだろうが、子どもの意志を尊重し、面会の自由を与えるために取り決めないというケースも存在している。

和解では、「面会日という約束の日を定期的に決めても、自己都合ばかりで守ってくれる人ではなかったので、固定の面会日は作りたくない伝えてある」「取り決めをすると、その通りにしなければならなくなり、負担」と面会交流を行ううえでコンフリクトを起こしそうなことを排除し、柔軟な対応を可能にし、面会交流を実現させるために取り組まない人がいる。

さらに「いつでも会える状態だから」「会いたい時に会っても良いという内容

だから」といった自由な面会交流を合意のもとで、決めている人がいるのも特徴である。またお互いの居住地が遠かった事と、子どもが会いたくないといったため、子どもが会ってもいいと言ったら会う事に決めた」と、物理的な制約がある場合に、子どもの気持ちに任せる合意をしたひともいる。

⑤思い通りの面会交流でないと取りやめする非監護親。

- 離婚調停中に相手方から面会交流を申し立てられたが、離婚調停中に私の弁護士を通じて写真を送る方法をとっていました。離婚原因がDVでしたので、子供も小さく、面会となると私自身も相手方と合わなければならない状況避けたかったため、『〇〇』という面会交流機関の利用を提案しました。それも受け入れられず、最終的に相手方から写真も要らない。送られてきても見ていないと言われ、相手方からは交流を希望することは今後しないが子供が会いたいと言ったら会うと言ひ、面会交流に関する申し立てを棄却（マ）してききました。離婚調停調書には面会交流についての記載はされていませんでした。
- 相手方が面会交流調停を起こしたが、最終的に相手方がキレて、相手方が取り下げたため。お互い弁護士はつけていたのでその後問題は起きていない。
- これまでの面会交流でトラブルがあり、面会交流の条件について合意できていないから
- 調停中に1度面会をし、約束が守られず、体調不良で延期した際にも、責められるメールが届いた。そのため私が拒否をしたところ、子供が会いたいと言ったらと相手が譲歩してきた。
- 一方的な希望を押し付け、一切子供のことを考えない提案しかして頂けなかったため
- 調停中に1度面会をし、約束が守られず、体調不良で延期した際にも、責められるメールが届いた。そのため私が拒否をしたところ、子供が会いたいと言ったらと相手が譲歩してきた。

父親が面会交流調停を申し立ててきて、「子供も小さく、面会となると私自身も相手方と合わなければならない状況避けたかったため、『〇〇』という面会交流機関の利用を提案しました。それも受け入れられず、最終的に相手方から写真も要らない。送られてきても見ていないと言われ、相手方からは交流を希望することは今後しないが子供が会いたいと言ったら会う」と間接面会すらしないというケース、「相手方が面会交流調停を起こしたが、最終的に相手方がキレて、相手方が取り下げた」調停を申し立てても、自分の思いが通らなかった場合、取り下げて面会交流の取り決めが行われていないケースがある。

また「これまでの面会交流でトラブルがあり、面会交流の条件について合意できていないから」「一方的な希望を押し付け、一切子供のことを考えない提案しかして頂けなかったため」といったというように、条件の擦り合わせが困難で、そのまま取り決めができないケースもあるようである。

⑥. その他

子どもが会いたくないから、悪影響があるから。以下は、その他の取り決めができない理由である。

- あえて子供が会いたくないのに協議取り決めするメリットがないため裁判でもあえて触れなかった（和解）
- 子どもにとって悪影響しかないと思ったから（和解）
- 旦那が問題ため会わない（和解）
- 繋がりがたくないから。また恐怖が甦る。元夫の借金もあり、自己破産しており、借金まみれ（和解）。
- 養育費のバーターにしかないから（裁判離婚）
- 裁判での争点では、無かったから（裁判離婚）
- 子どもだけで会わせたくなかったし、だからといって私は会いたくなかった（調停離婚）
- 信用出来ない人に子供を預けることが出来ないから（調停離婚）

まず、「子供が会いたくない」など、子どもが嫌がっているケースである。次に、「子どもにとって悪影響しかない」「繋がりがたくないから。また恐怖が甦る。元夫の借金もあり、自己破産しており、借金まみれ」「信用出来ない人に子供を預けることが出来ないから」など、子どもへの悪影響や相手への不信感が考えられるケースがある。これらは、すべて裁判所を利用してはいるが調停離婚以外であり、調停離婚で①～⑤に当てはまらなかったのは、「子どもだけで会わせたくなかったし、だからといって私は会いたくなかった」という本人が立ち会いたくないためという理由と、「信用出来ない人に子供を預けることが出来ないから」という理由の2ケースのみである。そして本人や子どもの年齢を参考にすれば、調停で面会交流の取り決めを行わないですんだのは、子どもの年齢がかなり高かったためと推察される。

他方、協議離婚では、「居場所は隠せなかったが、自分から直接連絡などはおもう関わりたくはない」「こちらの居場所や状況を知られたくない」など、居所を知られたくない、「脅しのメッセージが来たり子どもを連れ去られたり危害を加えられる可能性があるから」「相手も子供もどちらかが会いたいと言ったら会えばいいと思っていたが、10ヶ月前に私も娘も心に深い傷を負うようなことをされてから会わせていない」「平常心で話し合いが出来る相手ではなかったから」など、これ以上かかわれないと思っているケースもあるようである。

これらは、基本的に親や子どもの安心や穏やかな暮らしを脅かすものとして経験されており、単に「会わせたくない」「嫌いだから」といった個人的な感情

や嫌悪を超えたものにみる。しかし調停離婚でこれらの理由がほぼみられず、保護命令が出ていても調停において面会交流をするようにと言われたケースがいくつか見られたことを勘案すると、調停離婚においては面会交流の取り決めがかなり難しいケースでも、取り決めをおこなっているのではないかという疑問を感じざるを得ない。

4. 家庭裁判所の調停で決定した面会交流の履行

次に調停で離婚した人たちの、面会交流の履行状況について概観したい。この部分は多くの詳細な書き込みがたくさん存在するため、監護親への影響（例えば、「精神的にとて不安だし、調停委員の方がこちらの気持ちに配慮せず、原則だからと理由でやむを得ずの取り決めとなり、とても負担」「（相手が）子どもと触れ合っただけで、預けるのに不安が強く精神的ストレスとなった」「パパが好きでお母さんは嫌いとか言われたり、日時のやり取りで宿泊等度々無理を言われてストレスだったり、時間を守らなかったりで…母親にとってストレス」など）などよりは、子どもの影響を中心に見ていくことにする。

なお、面会交流についてどう感じているか、と聞いたところ、「子どもにとってよい影響を与えている」39.5 パーセントと良い影響を感じている人がいるいっぽう、「子どもにとって負担、できればやめたい」15.3 パーセントである。また面会交流の満足度は協議離婚の経験者のほうが高い。

「面会交流が行われている」と答えた人にお聞きします。面会交流についてあなたはどう感じていますか？（複数回答）									
822人中		%	人						
	子どもの成長に良い影響を与えている	39.5	325						
	自分にとって負担、できればやめたい	29.1	239						
	相手に養育費を支払わせるために、しかたなく	26.6	219						
	どちらともいえない	17.8	146						
	子どもにとって負担、できればやめたい	15.3	126						
	子どもの成長に悪い影響を与えている	13.7	113						
	その他	16.7	137						
	協議			調停		裁判		和解	
子どもの成長に良い影響を与えている	43.7%	160	35.3%	83	15.4%	8	47.0%	47	
自分にとって負担、できればやめたい	25.7%	94	31.9%	75	51.9%	27	19.0%	19	
相手に養育費を支払わせるために、しかたなく	26.8%	98	28.9%	68	30.8%	16	17.0%	17	
どちらともいえない	21.0%	77	16.2%	38	7.7%	4	21.0%	21	
子どもにとって負担、できればやめたい	9.8%	36	18.3%	43	36.5%	19	12.0%	12	
子どもの成長に悪い影響を与えている	10.7%	39	16.6%	39	19.2%	10	13.0%	13	
その他	13.1%	48	18.3%	43	25.0%	13	13.0%	13	

①. 面会交流が実行されない

- 面会が履行されない
- 相手から面会を求める連絡がない。子供のためを思い、こちらから面会日いつにするか聞かすが、子供に会いたいとの気持ちがないのかと思うと子供が可哀想になってきて悲しくなる。
- 取り決め実行されず、子供が寂しい思いをしている。連絡も取れない。調停で面会交流の取り決

めをしたのに、面会なし。連絡も取れない。約束不履行のペナルティはないのか？

- 子供が会いたいと言っても、父親が拒否。
- 相手から面会交流の調停申し立てがあり、審判決定したにもかかわらず、会いたいと接触がないし、こちらからの手紙は戻ってきてしまった。その後の養育費審判廷で、私が会わせないようにしている、私から連絡しないのはおかしいと主張されてこじれていること。これだけ会いたいのにとパフォーマンスだけされて非常に迷惑であり、不愉快。
- こちらの予定を伝えても、相手から連絡が来ない。子どもに良くないことをされて連絡したら、お前が悪いと反省は一切せず、同じことを繰り返す。など、こちらの話は一切聞かず、一方的に自分の意見を威圧的に通そうとする。
- 相手と連絡が取れないため一度も実行されていなく子供が父親に会いたがっているのに会わせてあげられない
- 相手方に面会の意思がない。子供本人が、なぜ自分と会ってくれないのかと疑問に思っている
- 会ったり会わなかったりで子供の精神面が不安定になった
- 子供達が大きくなるにつれてなかなか予定が合わない時があったり、会いたくないと言われたりする。
- すぐに相手が音信不通になる為に子どもへの説明に困った。
- 相手方が連絡もなしに面会交流をサボった。
- こどもが会いたがり、連絡をしても、返事が来なくなった。
- 離婚後2年で会いに来たのは1度なのに、子どもたちは喜んでいました会いたがっている その気もないのに月イチで会いたいなどと主張しないで欲しかった。
- 子供が会いたがっているのに、自分の予定を優先して断ってくる。
- 面会の予定日が突然無くなったりする事で・期待していた子供が自分は愛されて無いと落ち込んでしまう事。
- 養育費増額調停をかけたらず、全く連絡をして来ず1年近く面会がなかった。

面会交流の取り決めを行っても、「面会が履行されない」「相手から面会を求める連絡がない。…子供が可哀想になってきて悲しくなる」「取り決め実行されず、子供が寂しい思いをしている。連絡も取れない」「子供が会いたいと言っても、父親が拒否」というように、面会が行われていないケースが散見される。これに対して「調停で面会交流の取り決めをしたのに、面会なし。連絡も取れない。約束不履行のペナルティはないのか？」と、面会を履行する負担が監護親にはかかる一方で、非監護親は自由に面会交流をやめることができるという非対称性が指摘されている。

また「相手から面会交流の調停申し立てがあり、審判決定したにもかかわらず、会いたいと接触がないし…その後の養育費審判廷で、私が会わせないようにしている、私から連絡しないのはおかしいと主張されてこじれていること」など、面会交流の申し立てまでをして審判をもらったとしても、実行せず、原因の責任転嫁をする場合もあるようである。

「こちらの予定を伝えても、相手から連絡が来ない」「連絡がとれないので面会もできない」「相手と連絡が取れないため一度も実行されていな」いなど、「子供が父親に会いたがっている」「子供本人が、なぜ自分と会ってくれないのかと疑問に思って」いる場合であっても「会わせてあげられない」ケースも多くある。

非監護親の都合で面会交流ができない場合は、「会ったり会わなかったりで子供の精神面が不安定になった」という事もあり得る。また「離婚後2年で会いに来たのは1度なのに、子どもたちは喜んでいまして会いたがっている。その気もないのに月イチで会いたいなどと主張しないで欲しかった」「期待していた子供が自分は愛されて無いと落ち込んでしまう」と、約束した面会交流が履行されないことは、子どもの心理や福祉により影響を与えていない。

また「養育費増額調停をかけたが、全く連絡をして来ず1年近く面会がなかった」など、養育費に言及されたことで連絡を絶つケースなどもあるようである。

②. 子どもが行きたくないケース、体調不良などのケースからの、履行勧告、間接強制

- 子どもが嫌がり泣いたり逃げ出した。面会交流前後に不安定になり荒れる。
- 子どもが開始5分で帰りたいと言っても、まだ時間じゃないと言われる。面会交流の後に、子どもが不安になりお昼寝のお漏らしが1週間程続く
- 体調不良を伝えたら診断書を取れと言われた。子供が行きたがらないのは私のせいと言われた。お酒の匂いをさせて面会に来る。時間ギリギリに来れないと言われる
- こどもの体調が悪くとりやめを依頼しても別居親が信じないなど
- 子供の体調不良で実施できない場合も、こちらへの暴言になり困ります。
- 子どもが面会に行きたくないと言ったことについて、私が元夫に伝えても、私が子どもに元夫の悪口を吹き込んで、洗脳していると言われたり、どうにかして待ち合わせ場所に子どもを連れて行かないと延々と代替日を要求してきました。その結果、子ども達がどんなに面会交流が嫌でも、待ち合わせ場所で自分自身の口で自分の気持ちを元夫に言わない限り帰ることも許されず、子どもの精神的負担は大きくなる一方でした。そのため、離婚後1年と少しでしたが再度面会交流調停を申し立て、現在調停中です。長女は元々繊細な性格なこともあり、面会交流が原因で一時は精神的な症状もあり、今は私の判断で面会交流をストップしています。元夫の方が納得しないのは十分承知しておりますが、元夫にいくら話をしてもわかってもらえず、私や、面会交流受け渡しの代理人となっていた私の父が責められるだけであったので、子ども達のことを考えると一方的にでも面会交流をストップするしかありませんでした。それに対し元夫の方は3回の履行勧告、間接強制をしてきました。間接強制に関しては裁判所も、面会交流の条項内容を重視し、現状についてはほぼ考慮してくれないので、間接強制をかけられる条項かどうかで決定がなされました。離婚後1年ほどでの面会交流条項の変更・調停は数が少ないと思いますし、調停での話し合いも難航しており調停委員の方も難しいと仰っておりますが、元々子どものための面会交流

であるので、大人が主体ではなく子どもが主体となれるような条項を再度作っていけるよう頑張っております。

- 子どもが行きたくないと言っているので中止にして欲しいと伝えるが納得してもらえず、電話が何回もかかってきたり、脅すようなメールが来る・連絡を取り合わなければならないのが苦痛。DVを受けていたことを思い出して調子が悪くなる。脅すようなメールや毎日届くメール、繰り返される調停により DV から抜け出せない。今も DV が続いているように感じる。・1、2 年ごとに調停を申し立てられいつまでたっても心身が安定しない。毎回審判になる。・子どもの通学路や実家付近にきていて、付きまとわれている。
- 子どもの都合がつかないと連絡すると、予定の中身を執拗に教えろと言われ、断ると、監護親が裁判所へ面会実施を拒んだと履行勧告申し立てを起こされた。DV から逃げてやっと離婚できたのに、面会交流を通して離婚後も精神的 DV やリーガルハラスメント、俺の言う通りに面会しろと脅される。怖くて育児どころではない。毎月次はどんな脅しをされるか怖い。
- 都合がつかない時に責められる。離婚調停で決まった通り面会交流し、3 年間で 3 回都合がつかなくてやらなかったら、不履行だ。と、何度も長文メールで責められ、面会交流の調停をされ、約束を守らない、時間を増やせ、回数を増やせ、スケジュールを公開しろ。と、訴えてきた。

「子どもが開始 5 分で帰りたいと言って…子どもが不安になりお昼寝のお漏らしが 1 週間程続く」「子どもが嫌がり泣いたり逃げ出した。面会交流前後に不安定になり荒れる」など、面会の実施の困難から体調不良を起こす子どももいる。

また「体調不良を伝えたら診断書を取れと言われた。子供が行きたがらないのは私のせいと言われた」「こどもの体調が悪くとりやめを依頼しても別居親が信じないなど」「子供の体調不良で実施できない場合も、こちらへの暴言になり困ります」「私が子どもに元夫の悪口を吹き込んでいる、洗脳していると言われたり、どうにかして待ち合わせ場所に子どもを連れて行かないと延々と代替日を要求」など、体調不良を氣遣うよりは、嘘であったり監護親の責任であると責めるケースも見受けられた。また「子ども達がどんなに面会交流が嫌でも、待ち合わせ場所で自分自身の口で自分の気持ちを元夫に言わない限り帰ることも許されず」という措置を講じることによって、「時は適応障害の症状」がでるなど子どもも追い詰められている。このうちの一つのケースは、非監護親は「お酒の匂いをさせて面会に来る。時間ギリギリに来れないと言われる」などの問題行動も子どもの「体調不良」や「行きたがらない」ことに関連していると思われるが、監護親を責める形になっている。

こうした行動は最終的に、「それに対し元夫の方は 3 回の履行勧告、間接強制をしてきました。間接強制に関しては裁判所も、面会交流の条項内容を重視し、現状についてはほぼ考慮してくれないので、間接強制をかけられる条項かどうかで決定がなされました」「納得してもらえず、電話が何回もかかってきたり、脅すようなメールが来る・連絡を取り合わなければならないのが苦痛。DV をを受けていたことを思い出して

調子が悪くなる。脅すようなメールや毎日届くメール、繰り返される調停により DV から抜け出せない。今も DV が続いているように感じる。・1、2 年ごとに調停を申し立てられいつまでたっても心身が安定しない。毎回審判になる」「監護親が裁判所へ面会実施を拒んだと履行勧告申し立てを起こされた。DV から逃げてやっと離婚できたのに、面会交流を通して離婚後も精神的 DV やリーガルハラスメント、俺の言う通りに面会しろと脅される。怖くて育児どころではない。毎月次はどんな脅しをされるか怖い」など、間接強制や、履行勧告、度重なる調停の申し立てや、脅しのメールや電話などが引き起こされている。取り決めた面会交流が実施できないことで、離婚後もなお、子どもとの新生活が落ち着かない様子が見て取れる。

また間接強制に関しては、離婚後の監護親の金銭的負担となり、子どもの生活の質を結果としてさげることになる。以下は、モラハラが原因で離婚したにもかかわらず、面会交流の審判が出た結果、面接をさせないことで間接強制金を払っている(子どもが実際には会ったことがない)ケースである。

- 妊娠中のモラハラが離婚原因であるにも関わらず、調停で面会交流を行うように言われ、高等裁判所まで抗告したが、月1回と決められた。それでも、拒否し続けたら、間接強制金を5年取り続けられた。ようやく、間接強制金の取り立てが止まり、やっと落ち着いて生活ができているところである。間接強制金が取られている間は、養育費より、間接強制金のほうが高く、…小遣いをあげているような状態であった。子供にとっては、うちに父親がいないのが普通なので、…合せてしまう方が(ママ)、悪影響なので、とにかく間接強制金を工面してきた。ここ1年ようやく間接強制金の請求が止まったが、また言ってくるだろうから、養育費には手も付けることができない。

子どもが会えなくて面会交流ができない場合、もしくは面会交流ができないのに取り決めをされた監護親が考えている場合、履行勧告や間接強制金が真に子どものための面会交流の実現に向けての解決策となるのかは、こうしたケースを見る限りでは、疑問が残る。調停や審判も、負担のようだ。むしろ監護親と子どもの生活が落ち着くことによって、子どものためになる非監護親との関係が築けていけるのではないかと見受けられる。

② . 面会交流中の不適切な養育や怪我など

- オムツを一日中変えてもらわなかったり、怪我をして帰ってくる。
- 子どもと約束をしたのに約束をまもらず 子どもを泣かせたり行っても迷子にさせたり、きちんと面倒が見られなかった。
- 子供が食べられるメニューがない店に連れていき「昼食はほぼ食べなかった」と伝言があり、子供がお腹を空かせていた。オムツも漏れるまでかえてもらえなかった。
- ご飯をおにぎり1個しか食べさせない。とかずっとゲームしている。
- 昼食を食べさせてなかった。長時間オムツをかえてなかった。養育している親に対する悪

口。面会中、怪我をさせた。

- 子どもと約束をしたのに約束をまもらず 子どもを泣かせたり行っても迷子にさせたり、きちんと面倒が見られなかった
- 終了時間を守らない。営業中のスーパーの駐車場でスケートボードを勧めるといった非常識な迷惑行為を子に強要して子どもが対応に困っていた。子どもは断ったと言っていた。
- 子どもが帰りたいと言っても帰らせてくれない。事前に何も言わずに自分の両親を連れてきたことがあった。
- 子供が疲れたと言っているのに、自分が長く会いたい理由から何かと理由を作り面会時間を長くしようとする。結果子供が夜中、疲れたと泣き叫び何度も起きる結果になり、寝不足になり、仕事に支障がでています。
- 野外運動場に子どもだけ置き去りにして仕事へ行ってしまう、次男がアスレチック遊具で溺死しかけ、それを必死に助けた長男と共に、2 人とも心の病を患って、今もカウンセリングに通っている。②息子達には食物アレルギーがあるのに、配慮が無いままキャンプに連れて行き、息子達が食べられる食品が少なく、かなり粗末なものを食べて空腹のまま過ごす羽目になった。
- 子どもに私の悪口を言う。お母さんがすべて悪い、お母さんの言うことは聞いたらダメなど・子が飲んでる薬について「飲まなくていい」と面会交流中に子どもに言い子どもが薬を飲まなくなり病状が悪化した。・内容を決めるのに子どもの意見をきかずに自分の意見を通そうとし、子どもが拒否すれば、母親が洗脳していると言ってくる。
- 調停中に実施した面会交流中で、子供が強い不安があるため、母親が数メートル後からついて歩く方法を取るようになったが、母親の追従を拒絶したり約束と違う場所に行ったり会話のほとんどが母親の悪口だったり、母親批判にまつわる文書や本を子供に無理やりわたす行為があり、調停での約束さえ反故にする行動があった。調停期間中の面会交流は3-4回あったが、2 回目以降、調停取り決め文書を持参し対応したが、子供の前でも怒りをあらわし、挨拶もなく立ち去った。婚姻中の大声や罵りの現場を見ていた子供が相手を怖がり、泣き叫んで逃げ回る状態でも面会をすることを求められたこと。普段はほとんど熱を出さない子供が面会をした日に限り度々熱を出すこと。心理的負担が身体に現れていると感じる。面会交流中に、部屋の分かりにくい箇所に無断でビデオカメラが置かれており、盗撮のような状態だった。その部屋で授乳をした後カメラを発見し、真っ青になった。モラハラによる離婚をしたばかりで恐怖でカメラの事をその場で指摘できず、今も後悔している。
- 子供達に身体的 DV、精神的 DV が面会交流の際に行われ痣などが出来た
- 面会交流の後子どもが精神的に不安定になってしまい生活への影響がある
- 面会中、相手の言動により子どもが恐怖心を抱いたり、不安な思いをしたことが度々あった。相手による性的な面での不適切な関わり。また、冗談で子どもに包丁を向けてしまうなど。子ども達が面会を拒否しだして、私が付き添いしないと面会ができない状況になった。元々は相手の DV やモラルハラスメントで離婚したので、監護権のある私自身も精神的な苦痛が大きす

ぎる。

「オムツを一日中変えてもらわなかった」「長時間オムツをかえてなかった」「オムツも漏れるまでかえてもらえなかった」などオムツを放置したり、「子供が食べられるメニューがない店に連れて」行って「昼食はほぼ食べなかった」「ご飯をおにぎり 1 個しか食べさせない」「昼食を食べさせてなかった」「食物アレルギーがあるのに、配慮が無いまま…空腹のまま過ごす羽目になった」などご飯を適切に食べさせないなどの行為がある。また「怪我をさせた」「怪我をして帰ってくる」など、身体的な安全面への配慮に疑問をもつ監護親もいる。さらに「山奥のアスレチックに子どもだけ置き去りにして仕事へ行ってしまう、次男がアスレチック遊具で溺死しかけ、それを必死に助けた長男と共に、2 人とも心の病を患って、今もカウンセリングに通っている」に至っては、命にかかわる事態となっている。

また「迷子にさせた」「ずっとゲームしている」「営業中のスーパーの駐車場でスケートボードを勧める」「子が飲んでる薬について『飲まなくていい』と面会交流中に子どもに言い子どもが薬を飲まなくなり病状が悪化した」などの不適切な養育のケースもある。

さらに「子どもが帰りたと言っても帰らせてくれない」「子供が疲れたと言っているのに、自分が長く会いたい理由から何かと理由を作り面会時間を長くしようとする」などの自分の都合が優先されている行為もあり、「子供が夜中、疲れたと泣き叫び何度も起きる結果に」なることもある。負担の重い面会の結果、「普段はほとんど熱を出さない子供が面会をした日に限り度々熱を出す」ケース、「面会交流の後子どもが精神的に不安定になってしまい生活への影響がある」ケースもあった。

また「面会交流中に、部屋の分かりにくい箇所に無断でビデオカメラが置かれており、盗撮のような状態」「身体的 DV、精神的 DV が面会交流の際に行われ痣などが出来た」「相手の言動により子どもが恐怖心を抱いたり、不安な思いをしたことが度々あった」「相手による性的な面での不適切な関わり」「冗談で子どもに包丁を向けてしまう」なども報告されている。

④. 新しいパートナーと再婚家族について

ここでは面会交流の際に、新しいパートナーや再婚した家族と会うことについてみていく。

- 元夫が不倫していた女を、面会交流、宿泊の時も毎回連れてきて、大人のホテルに泊まり、キスを見せたりしていた為。
- 当時元夫が交際していた女性に子供が嫌がることをされました。お酒を飲んだ女性は笑いながら子供のクビを手で掴んで苦しい思いをしたらしいです。
- 離婚後1ヶ月目よ(ママ)面会交流で(ママ)元夫が子どもたちに恋人ができたことを告げ、離婚後 3 ヶ月目の面会交流で恋人を同席させたため、子どもたちが元夫を激しく嫌悪して面会交流を拒否

するようになった。

- 付き合いたての彼女との相性を見るために合わせると言われた。子どもが不安になっていた。
- 彼女に合わせる。甘やかす。
- 子供との面会時 元夫の新しい彼女とその家族との交流があり、不快な思いをした。
- 再婚相手をつれてきたり、自宅に招かれたりしていること。
- 決めた時間に迎えに来ず、子供がただ待っている時があった。面会時に急に再婚を聞かされ、家に行ったら新しいお母さんがいた。
- 元夫が再婚したが、その話を子には隠さねばならないこと

新しいパートナーができること自体は、非監護親の自由であるが、そのパートナーを面会交流時に同席させるときには、注意が必要であろう。ガールフレンドを連れてきて「大人のホテルに泊まり、キスを見せたりしていた」「お酒を飲んだ女性は笑いながら子供のクビを手で掴んで苦しい思いをした」などの場合は、2 人の行動が性的虐待となり得、また当該パートナーの行為が暴力である。また「離婚後 3 ヶ月目の面会交流で恋人を同席」「付き合いたての彼女との相性を見るために合わせる」などの行為により、「子どもたちが元夫を激しく嫌悪して面会交流を拒否」したケースもある。

また再婚する場合も、「面会時に急に再婚を聞かされ、家に行ったら新しいお母さんがいた」というような乱暴なやり方は、子どもの心を傷つけかねない。

⑤. 義父母との関係をめぐって

- ほとんどの時間をゲームセンターで過ごしている。会ってる時間の半分以上、高齢の祖父母と子供だけの面会。泊まるのは祖父母宅で別居親は泊まらないことも。
- 別居当時は、毎週の宿泊を伴う面会(実質土日はずっと別居親)を強要されやむなく行っていましたが、結局近隣にある義父母宅に預けることになり、仕事が忙しい別居親本人は面会中昼寝している、義父母が不適切な養育を行う(性的な被害を被りそうになった)ことが判明しました。到底健全な面会ではないと判断し、面会交流の中止を申し出たところ相手が暴力をふるいそうになり、110番通報することになった。その後一旦面会交流を中止し調停を申し立てましたが、最後まで面会交流の回数や内容については揉めました(最終的には義父母面会なしで双方の協力に基づく、ということにしました)
- 会うと約束したのに当日キャンセルしたりして娘を悲しませる 数年ぶりに会ったのに義両親任せて自分は昼寝をしたりする 会っても嬉しくないんだと子供に思わせること

面会交流調停や調査の多くの場面で、義父母への言及が想像以上になされている。面会交流では、非監護親と交流するのではなく、義父母に面会が丸投げされているケースがあるようだ。「会ってる時間の半分以上、高齢の祖父母と子供だけの面会。泊まるのは祖父母宅で別居親は泊まらないことも」「近隣にある義父母宅に預けることになり、仕事が忙しい別居親本人は面会中昼寝している」「数年ぶりに会ったの

に義両親任せで自分は昼寝をしてたり」して「会っても嬉しくないんだと子供に思わせること」などである。その際に「義父母が不適切な養育を行う(性的な被害を被りそうになった)」という声もある。

⑥. 面会交流が、子どもの心に引き起こす不安や傷つき

- 幼い子は離婚の理解が難しく、なんで一緒に住んでいないのかと情緒が不安定になる
- 私への嘘の誹謗中傷を子供に話したり、馬鹿にする様な事や人格否定を話題にするため。
- そもそも不仲なのに、子供の面倒を見れない人に預ける古都(ママ)が不安で、自分も同伴すり(ママ)ハメになる。会うと、私の悪口を延々と子供に言う等、そもそも子供の健全な成長に繋がらないような面会を、続けなければいけない。
- 息子と会って母さんの収入と自分の養育費だけなら足らなくなり大学辞めるようにかる(ママ)かもと不安にさせる 自分の家のあととりになれば卒業までは確約してやると言う

面会交流をしたことによって、子どもの心が不安定になったり、傷つくことはもちろんある。「幼い子は離婚の理解が難しく、なんで一緒に住んでいないのかと情緒が不安定になる」。

また回答でよく見られるのが、「私(監護親である母親)への嘘の誹謗中傷を子供に話したり、馬鹿にする様な事や人格否定を話題にする」「私の悪口を延々と子供に言う等、そもそも子供の健全な成長に繋がらないような面会」と、非監護親による監護親の悪口である。例えば、2のところでも、「子どもに私(監護親)の悪口を言う。お母さんがすべて悪い、お母さんの言うことは聞いたらダメ」と非監護親が言っていたり、「会話のほとんどが母親の悪口だったり、母親批判にまつわる文書や本を子供に無理やりわたす行為」という記述がある。

「息子と会って母さんの収入と自分の養育費だけなら足らなくなり大学辞めるようにかるかもと不安にさせる 自分の家のあととりになれば卒業までは確約してやると言う」などというのは、非監護親の経済的優位性に基づいて、子どもを不安がらせ、取り込もうとするなどもある。このような面会交流が、子どもの健全な育成に資するかどうかには、疑問がある。

⑦. 子どもの生活への悪影響

- 何でも買ってもらえるから、子どもがまた会いたいと言うようになった。物でつられているのが嫌です。
- 許可なくお年玉を渡したり、買い物をする。
- 部活にちゃんと参加できなくて困っている 小さい頃は子供が不安定になっていた、また生活リズムが崩れて非常に苦労した 教育観念や、お金の使い方に相違があり、子供は甘やかされる方が楽なのであっちのほうがいい、と言い出したり、精神的に親もストレスを感じた。

- 毎回沢山のおもちゃを持って帰ってくる 上の子たちには何も無い。
- 部活にちゃんと参加できなくて困っている 小さい頃は子供が不安定になっていた、また生活リズムが崩れて非常に苦労した 教育観念や、お金の使い方に相違があり、子供は甘やかされる方が楽なのであっちのほうがいい、と言い出したり…
- 勝手にゲームを買い与え、現在ゲーム依存になっている。そして不登校になった。
- 必ず 8 時間と言われ、子供の宿題や用事などを全く考慮しない。学年があがる毎にだんだん負担になっている。
- 内緒でお金を渡していた。

面会交流において、「物を買う」行為によって子どもを「つる」行為は、散見された。「何でも買ってもらえるから、子どもがまた会いたいと言うようになった。物でつられているのが嫌です」「許可なくお年玉を渡したり、買い物をする」「教育観念や、お金の使い方に相違があり、子供は甘やかされる方が楽なのであっちのほうがいい、と言い出した」「内緒でお金を渡していた」。

行き当たりばったりで子どもの歓心を買うやり方は、躰や生活の面で見れば、子どもに有害であることもある。「勝手にゲームを買い与え、現在ゲーム依存になっている。そして不登校になった」などは、最たるものであろう。子どもをゲームとどう付き合わせるかなどは、親が日常的に様子を見ながら、熟慮を重ねているものであるのが通常である。また「毎回沢山のおもちゃを持って帰ってくる」が、面会交流をしていない「上の子たちには何も無い」ケースなどは、面会交流のあり方がきょうだい間の軋轢を生みかねない。また「必ず 8 時間と言われ、子供の宿題や用事などを全く考慮しない」なども、日頃の生活に対する配慮に欠けている側面があるだろう。

⑧. 経済的な負担や養育費について

- 学校行事やコロナ禍という特殊事情があっても全く考慮してこない。収入にとっても大きな差があるにも関わらず面会費用(支援者)を負担しなければならない取り決めにさせられたが、食いつなぐのが精一杯でお金が捻出できない。子供も非常に忙しく時間も捻出できない。
- コロナで行えなかった時期がある。別居親が遠方に住んでいるので、送迎や交通費の負担がある。
- お互いの休みが合わず、こちらがいつも折れて、弱い立場 面会時の飲食代も気を使う。
- 日程を決める度に高圧的な態度を取られる。子供の用事があるから予定をキャンセルしたのを、お前の教育が悪いからいけないと責められる。取り決めでは私と相談の上日程を決めることになっていたのに、子供に直接連絡をしたり、それをやめて欲しいと言ってもやめなかったこと。風邪気味だからと断ると、金を渡さないと脅してくる。
- (夫の約束違反があり、面会交流支援機関と揉めた結果)、子どもは面会を希望しているので、私に会わせなくさせている、と責められた。養育費は支払われているが、別建の教育費は支払われ

なくなった。医療費も請求できていない。

- 面会交流指定場所の利用ルールを守らない、子どもとの面会時の約束事を果たさない、面会交流同伴者へのひどい態度、罵詈雑言メール、養育費を止めて面会した時に手渡しするとの子どもの存在否定
- 養育費を払わないのに 子供に会いに来る事もある
- 相手が自分の都合ばかり、子供の気持ち考えない。面会交流させないと養育費止めるとおどされる

面会交流にかかる経済的な負担や、養育費と連関していることを嘆く声も散見された。子どもを養育する費用が減少することになり、これも配慮が必要であるように思われた。「収入にとっても大きな差があるにも関わらず面会費用(支援者)を負担しなければならない取り決めにさせられたが、食いつなぐのが精一杯でお金が捻出できない」「別居親が遠方に住んでいるので、送迎や交通費の負担がある」「お互いの休みが合わず、こちらがいつも折れて、弱い立場 面会時の飲食代も気を使う」など、経済的にも関係的にも弱い立場の監護親が、金銭や時間を出していることが読み取れる。

「風邪気味だからと断ると、金を渡さないと脅してくる」「私が会わせなくさせている、と責められた。養育費は支払われているが、別建の教育費は支払われなくなった。医療費も請求できていない」など、面会交流を利用して養育費に言及する非監護親の素材が透けて見える。また「面会した時に手渡しする」など養育費をちらつかせて面会交流をさせようとしたり、「面会交流させないと養育費止めるとおどされる」など言われれば、養育費のための面会交流をせざるを得ない。繰り返すが、こうした面会交流が子どもの健全の育成に資するとは思われない。

5 その他、調査結果からの分析

これまでの調査結果をまとめると、調停では、弁護士の有無を含め、立場が弱く、説得しやすいほうに譲歩するように求める傾向がある(と利用者は感じている)。その際には、社会的な地位があったり、また DV の加害者や自分の意見を通そうとするほうが、有利になっていると感じられている。DV 被害者は、自分たちの経験は軽視され、疑われ、尊重されていないと感じ、調停の過程を通じ、さらなる傷つきにさらされている。とくに子どもと非監護親との面会交流を強く求められ、「DV は夫婦の問題であり、面会交流に関係ない」といわれることもある。保護命令が出ていることすら尊重されず、自分や子どもたちの暴力にさらされた経験が無視されて、子どもの意志を聞きとることなく、面会交流は「子どもの利益」であると無条件に仮定され、取り決めがされていると感じている人が多数いる。またときに面会交流は、調停において養育費や親権と引き換えに、実施を求められることがある。子どもに面会交流を実施させることが、監護親の責任であるかのように説き伏せられ、できない場合は「母親失格」であるかのように言われることすらある。しかし反面、養育費に関しては「支払われるだけ感謝するように」、それに感謝するようと言われ、容易に減額を提案され、面会交流とは対照的に強く取り決めを求められないと感じられている。とくに困難である慰謝料の取り決めは、そもそも諦めるように言われる経験をする人がいる。

こうした非対称的な裁判所でのできごとは、利用者の男女のジェンダーを反映し、社会的におかれている地位とも大きく関係していると思われる。また調停委員による性別役割分業意識を押し付けるような発言は、男性調停委員の口から発せられたという指摘が圧倒的に多く、調停の場においても調停委員の間の男女の力関係を指摘する人もいた。特に性虐待を軽視するような発言などに関しては、調停委員の研修の場で改善の指導などが必要であると思われる。

調査官に関しては、「十分に調査された」と評価をする人が、半数近くいる。しかしそれと同時に、不本意な方向に誘導され、不十分な調査しかされなかった、つまり面会交流をさせるためのストーリーが初めから用意されており、きちんと経験に寄り添って耳を傾けてもらっていないと感じるひとが多くいる。さらに、調査された事実と、面会交流をすべきであるという結論の間に、飛躍があると考えて、不信感を持っている人も多い。

この過程では、子どもから「父親に会いたい」「父親はいい人だ」という発言を引き出したいという熱意があるがあまりに、「面会しないと父親が自殺する」「お父さんに会いたいよね」という脅しや誘導が行われているという証言がある。にわかには信じがたいが、このように子どもに対する多大なプレッシャーを与えることによって、子どもは深刻な心理的な危機や、頭痛、腹痛、おねしょなどの身体症状を示し、うつ病、PTSD

などになったり、不登校を経験したりしている。こうした事態は「子どもの利益」からは程遠いのではないだろうか。子どもの「会いたくない」という意思是、「子どもだから」とほとんど尊重されることはなく、「会いたい」という意思のみが尊重されているような印象を受けざるを得ない。また試行面会を評価している発言は、一つも見つからなかった。

調査官調査は、監護親にも多大なプレッシャーを与え、その過程で傷つきを感じる人もいる。なぜ自分だけが事細かに調査されるのに、非監護親はまったく何も調査されないのかと、その非対称性を指摘する者もいる。また、隠しておきたい居所などが調査官調査から漏れた、という声もあった。

面会交流に関しては、取り決め数は協議離婚に比べて、調停離婚が2割以上多いが、面会の実施率はほぼ差がないことがわかった。とりきめをおこなわない理由として、そもそも、非監護親の失踪や会いたがらないという者が多数あり、DVや虐待、さらに裁判所ですら取り決めないほうがいいと判断された（もしくは審判で棄却された）というひともある。また物理的に親子が離れているので、そもそも面会交流が容易でなかったり、面会を求める非監護親が、自分の思い通りの面会でなければ面会をしたがらないというケースもある。また取り決めない人たちのなかには、むしろ「制限」をつけずに自由に多く会って欲しいと考える人もおり、ある程度子どもが大きくなったら、子どもが自らの意志で自由に合うために取り決めないひともある。面会交流の取り決めをすることが、面会を促進するわけではない、さらにいえば子どもの良い経験、子どもの利益となるとは限らないということは、肝に銘じるべきである。

また裁判所は、調停や審判で面会交流を取り決めてしまえばそれで終わりであるが、そのあとの検証をぜひして欲しい。非監護親と会うのを心待ちにしている、会おうとしない無関心な非監護親や、気まぐれに会ったり会わなかったりする非監護親に子どもや監護親が振り回され、会う気がないならなぜ取り決めるのだらうと傷ついてもいる。また、子どもが会いたがらないケース、体調不良など、もしくはそもそも会えないケースでは、監護親が履行勧告や調停を繰り返し、「リーガルハラスメント」であると感じている人もいる。また、できないにもかかわらず支払わなければいけない間接強制金は、監護親、ひいては子どもの大きな経済的負担になっている。

さらに、オムツを替えなかったり、ご飯を食べさせなかったりという面会交流時の不適切な養育は、ケガをしたり、生死にかかわる事態に発展することもある。非監護親の「会いたい」という気持ちが優先され、子どもが疲れたり、傷ついたりもする。誰のための面会交流なのかを、まず考えなければならないだろう。

さらに、新しいパートナーの存在が、面会交流に絡んでくると、子どもを傷つけることもある。早急に新しいパートナーを子どもとの面会交流に同席させ、パートナーから暴力を受けたり、不適切な場面に遭遇する性的虐待があったりする。また再婚も、事前に丁寧に話すことなく会わせることで、子どもが驚くこともあるだろう。また子どもに

向き合って遊ぶこともなく、非監護親の親(祖父母に)世話を投げてしまう問題、面会交流で監護親の悪口などを言い募り、子どもの心を傷つける問題もある。

また、経済的に厳しい状況にいる監護親にあてつけるかのように、子どもに高額な買い物をして関心をかうことで、子どもが混乱したり、勝手にゲーム機を与えて生活リズムを崩すなど、子どもの生活に多大な影響を与えているケースもある。それと同時に、養育費をちらつかせることで面会交流をコントロールしようとしたり、養育費のために不本意な面会交流が行われていたりもする。これは、本来の面会交流のあり方と、かけ離れた姿であると思われる。

面会交流をとりきめたあと、実際に何が起きているのか、司法の現場は彼ら当事者の、とくに子どもたち、それを育てている監護親の声に、耳を傾けて欲しい。真に素晴らしい、子どもの福祉に資する面会交流は、「とにかく会うことを決めればいい」ものではなく、その先の生活に存在するはずのものである。

家庭裁判所への要望

本調査結果を踏まえ、今後、家庭裁判所が中立性を担保し、子の福祉に資するための家庭裁判所への要望として以下を挙げる。

1 家庭裁判所の調停、調査において、「面会交流が子どもにとって良いとする文化、いわゆる『面会交流原則実施論』」（これを海外では「プロ・コンタクト・カルチャー」と呼んでいる）に基づく一方当事者への調停委員会や調査官調査の働きかけを辞めること。

2 家庭裁判所の職員（裁判官、調査官、調停委員）への国内外の面会交流の研究動向に関する研修を行うこと。特に、『面会交流原則実施論』や選択的聴取（子どもが面会交流をしたい、という声は取り上げられるが、面会交流をしたくない、という子どもの声を取り上げられないこと、海外では「セレクトティブ・リスニング」という）が家庭裁判所の中立性を損なうことや、面会交流は、別居親との交流促進という良い面だけでなく、本調査で明らかになったようにトラブルもあること、海外では多くの子どもが殺害される事例があり、英国やオーストラリアなどでは子どもの安全を優先する方向に実務指針が作成されていることなどについて理解を深め、一方に面会交流等を強制したり、誘導しないように研修を行い、実務指針を整えること。

3 家庭裁判所の子の監護に関する調停および調査は、科学的根拠に基づいて行うこと。特にいわゆる片親疎外理論は疑似科学であり不使用とすること。また、子主治医など子に長らく関わっている専門家の意見書は、科学的根拠のある資料として取り扱うこと。

4 家庭裁判所の調停や審判で面会交流が決定した際は、その後のフォローアップを行い、家裁の決定が子どもの福祉に資しているか、心身にどのように影響を与えているかの事後調査を行うこと。ただし、家庭裁判所のマンパワーの問題もあると思われるので、研究機関や当事者団体等との協働研究なども検討すること。

5 家庭裁判所での子の監護に関する手続きにあたっては、子の意見を尊重すること。子の意見が表明された時に、調査官や調停委員会で、独自の解釈をしないこと。また、子の心身の状況に配慮し、無理強いをしないこと。

【解説】

1 本調査結果より、家庭裁判所の調停や調査官調査において、同居親（主に母親）

側に対して、面会交流ができない理由を何度も聞いたり、働きかけをしている事例があることが明らかになった。また、子に対しては、調査官調査において、子が面会交流に消極的でも、何度も確認したりして結果的に面会交流等を勧める働きかけがなされていることが明らかになった。

こうした面会交流を促進する方向での働きかけは、プロ・コンタクト・カルチャーと呼ばれており、英国司法省報告(2020)など海外でも家庭裁判所実務の問題点として指摘されているところである。

本来、家庭裁判所は中立の立場で双方の言い分を聞いたうえでの調整が望まれるが、実際には、同居親に対する面会交流を促す働きかけがあるのは、中立性が損なわれている状態といえる。

では、なぜわが国の家庭裁判所では、プロ・コンタクト・カルチャー、いわゆる原則面会交流実施の方向での調停運営や調査がなされたのであろうか。近年、面会交流など子の監護に関する調停や審判の申立件数が増えたことで、その処理のためにいわゆる細矢裁判官らによる論文(2012)が家裁月報に出され、子の連れ去りや、DV、子への虐待、子の拒否がある場合を除いて、原則的に面会交流を勧めることが望ましいとされたが、これが一人歩きして、いわゆる「原則面会交流実施」という調停運営となったことが、細矢裁判官らを含む東京家裁プロジェクトチームによる論文(2020)で記載されている。

この原則面会交流実施論は、例えば、片岡裁判官らによる「実践調停 面会交流」(日本加除出版、2018)では、「面会交流は歯医者に行くのと同じであり、同居親は子が嫌がっても連れて行かなければならない」といった記載もなされ、現場の調停委員会や調査官への影響が大きくなったものと考えられてる。また、面会交流を強く望む別居親の一部には攻撃的・粘着的な当事者がいて、家庭裁判所の調停委員会や調査官も対応に苦慮しているが、そうした圧力に負けて、同居親の方に面会交流実施を迫るような働きかけも散見されているところである。

このような状況は司法機関としての中立性が疑われる。家庭裁判所は公平な立場を守るべきであり、調停、調査において、「面会交流が子どもにとって良いとする文化」に基づく一方当事者への働きかけを調停や調査で行わないことを要望する。

2 別居親との面会交流は、子どもがそれを望んでおり、親同士が子どもの状況に配慮して協議ができる状況であれば、子どもにとって良い影響があるが、子どもが望んでいない場合や、DVなどの事情で、親同士が協議できない状況において、家庭裁判所での調停や審判で法的強制力のある面会交流が実施された場合に、子どもへの心身の負の影響があることも懸念される。本調査結果からも、子にとって心身に相当の負担があるにも関わらず、試行的面会交流などが行われているケースが散見されている。

これまで家庭裁判所では、面会交流についての負の側面は研修などで取り扱われているのであろうか。むしろ、子が拒否していても面会交流を促す働きかけが行われていたのではないだろうか。

海外でも、面会交流による子が犠牲になるケースが報告されており、近年では、英国の Women's Aid(2016)は 13 家族 29 人の子どもが殺害されたケース分析によると、これらの事件の多くは、宿泊での面会交流中に発生していること、家庭裁判所で DA(Domestic abuse:家庭内虐待であり、DV や子どもへの虐待を含む)が認識されていても、「子どもへの重大な危害のおそれ」とは見なされていなかった。

また、5 ケースでは、父が子どもを殺害した動機は、元パートナー(多くは母親)への復讐のためであり、面会交流が、元パートナーへの執着や攻撃の手段となることも指摘されている。

Women's Aid(2016)では、子どもが面会交流中に殺害されたケースでは、家庭裁判所の責任もあるとし、家庭裁判所の専門家は子の保護を優先すべきとしているが、実際には、家庭裁判所の「プロコンタクトカルチャー(いわゆる、原則面会交流論)が浸透し、裁判所が面会交流は子どもの福祉と考えられていたと指摘している。こうした面会交流に関する海外の動向も踏まえ、面会交流の持つ負の側面についても、十分に知識を研修などで身につける必要があろう。

3 家庭裁判所では科学性が求められている。そして、家事事件の調停、調査にあたっては、人間関係諸科学に基づいて専門的見地から調査を行う家庭裁判所調査官が設置されている(家事事件手続法 58 条)。

しかしながら、近年、いわゆる片親疎外理論が導入され、子が面会交流を拒否、あるいは消極的な場合に、同居親が子に対して、働きかけているはずだという別居親側による主張が散見されている。

しかしながら、片親疎外理論には科学的根拠がないことは、これまで APA(米国心理学会,2008)や ABA(米国法曹協会,2015)などの声明があり、多くの国々で片親疎外理論は用いるべきではないとされている。

しかしながら、齋藤、大田、岸本ら(2017)による家庭裁判所調査官紀要 22 号「子の意思把握の調査の充実に向けた調査方法の研究」p75 などを見ると、「紛争下の親子関係については、片親疎外に関する知見の理解も重要」と記載されている。

また、家裁調査官研究紀要 27 号(2020)小澤ら「子の利益に資する面会交流に向けた調査実務の研究」によると、論文の末尾に 15 の事例(架空事例)が掲載されている。この中には、「子の拒否」がある事案や、試行的面会交流をした後に、子どもが体調を崩しているような事例でも、面会交流を促進している事例の掲載されている。

本論文では、「子の拒否」つまり、子どもが面会交流に消極的な発言があった時「子の拒否の背景を探る」としている。拒否の背景として、同居親の「制限的ゲートキーピ

ング」(同居親の面会交流に対する消極的姿勢)の影響を挙げており、調査官や家庭裁判所やが「制限的ゲートキーピング」の減少に焦点をあてるといふ。

また、「子への性的虐待」が同居親から主張された事例では、別居親が幼児への性的虐待を否定していて、「性的虐待はない」と判断して面会交流を促進した事例も掲載されている。

このように、近年でも身体的DVがある事案でも、子の意思に関わらず、面会交流を推進するプロコンタクトカルチャーのもとで実施されている。宿泊付き面会交流となると、子どもの受け渡しなども必要となり、父母が直接会う機会もあるが、身体的DVを受けている母親の心身、子どもの心身への影響は考慮されているのだろうかという疑問も残る。

ジョージワシントン大学 Meier 教授(2013)は、PAS に関する文献レビューを著している。(邦訳は「子ども中心の面会交流」第4章(日本加除出版))

Meier 教授は、多くの文献レビューをもとに、PAS には実証的な根拠はなく、権威ある科学者や専門家から無効とされてきたと述べている。しかし、こうした批判に関わらず子ども福祉部門や評価人による PAS のレッテル貼りの問題があると指摘し、PAS はDVの否定とセットになっており、何よりもDVの評価が必要としている。

家庭裁判所は、科学的根拠に基づき、片親疎外理論などの疑似科学を採用することなく、調停運営や調査を行うことが求められる。

4 面会交流は子にとって利益になるのかは様々な研究がなされているが、裁判外で自主的に行われる別居親との面会交流ではなく、裁判所の決定による面会交流(court order)による面会交流が子の心身に良い影響を及ぼすとの研究は筆者の知る限りは見当たらない。細矢論文(2012)にも引用されている古典的な米国のウォーラスティンによる離婚後の子を25年間追跡した研究(2001)は、面会交流がないために非行や早期の性的行動などが現れ見捨てられた感を抱いている子どもがいることが描かれているために、面会交流促進の論拠となっているが、同研究(2001)は、裁判所の決定による強制力のある面会交流によって、苦しむ子らの姿が描かれているのである。ワラースティン博士は「私の研究では、裁判所の命令の下、厳密なスケジュールに従って親を訪ねていた子どもたちは、大人になってから一人残らず、親のことを嫌っていた。大半は、尋ねることを義務づけられていた親の方に腹を立てていた。彼らは皆大きくなると、無理矢理尋ねさせられていた親を拒絶した。」と記載している。

子の意思に反する面会交流が、子どもの心身に悪影響があることなどの研究成果も十分に把握しておくことが必要である。

また、日本においては、家庭裁判所の調停や審判で決定がなされた面会交流の追跡調査は行われておらず、家庭裁判所で決めたことが、子どもの心身にとって利益

があったのかは不明である。

本調査結果では、家庭裁判所で決定したケースと、父母が協議して面会交流を行っているケースが混在しているが、子どもが面会交流を肯定的に捉えている事例もあれば、心身に相当な負担があったケースもある。

悲劇的な事件としては 2017 年 4 月には兵庫県で、面会交流中の父親が 4 歳の娘を殺して自殺した面会交流無理心中事件が起きており、報道記事によると、父親は生活費を月 2 万円しか渡さず借金を繰り返し、感情の起伏も激しく、夜通しの説教や家具を壊すといった暴力が続き、2016 年 11 月に父親が突然離婚届を提出、その後、母親が神戸家裁伊丹支部に養育費の調停を申し立てて、そこで面会交流についても話し合っていた。

父親の求めに応じて 2016 年 11 月から月 1 回、父子 2 人で面会したが、その後に父親が面会交流の頻度を増やすように要求したが、合意ができずに家裁の審判となり、事件当日は審判後はじめての面会で結果的に子が犠牲となっている。

この伊丹市のケースのように、高葛藤・高紛争で DV 等があるケースでの面会交流は、元配偶者への感情的軋轢が高まり、面会交流中の無理心中事件や、子どもを殺害する事件もしばしば報告されている。

こうした悲劇を二度と起こさないためにも、家庭裁判所においては面会交流の追跡も行い、どのようなケースであれば子の心身にとって利益あるいは不利益が生じているかの研究も行う必要があるだろう。ただし、現状では家庭裁判所のマンパワーにも限界があるため、英国のように研究機関や当事者団体と協働して追跡調査を行うことも検討されるべきである。

5 家庭裁判所において、面会交流や子の監護に関して、15 歳以上であればその意向を聴取することとなっている(家事審判手続法 169 条)。また家裁の調査実務でも未就学児や小中学生に対しても、子への調査は行われている。しかし、子が調査官調査において、面会交流に消極的な姿勢を示したり、試行的面会交流で心身の不調が現れた場合でも、面会交流を促す働きかけが行われている状況が、本調査からも明らかになっている。

また、本調査結果によると、子どもの意見聴取を行わなかったり、子どもの拒否の意見表明に対して調査官が「解釈」を行い、子の言葉をそのまま受け止めないケースも散見されている。しかし、子どもには意見表明権があり、まずは、子の言葉をそのまま尊重し、受け止めることが求められる。

家裁調査官研究紀要 28 号(2020)市村、本多、高原ら、名古屋家裁の研究「子の意思把握の調査に関する先行研究の実践的検証～ツールを活用した複数の調査官による効果的なケース検討の在り方について」の事例 3 夫婦関係調整(離婚)調停では、父が母に対する暴行容疑で逮捕され、母が住所秘匿の措置をとったが、父の

詮索的行動に母は困惑していた。このケースでは、調査官は、10 歳の子から面会交流に関する具体的条件を聴取するのではなく、子の現状に対する認識、今後の父母への要望を聞き取りし、父母に還元することで子の福祉へ寄与するとした。その結果、父は、面会交流拡充を条件に、親権者母として同意するとの意見提出、子が望むであろう父の学校行事への参加を提案し、調停は親権者母、父子が月 1 回の日帰り及び年 5 回の宿泊付き面会交流で成立したという。このように、子の意見聴取をせずして住所秘匿の措置をとっているようなケースでも面会交流を成立させるケースが調査官研究紀要に掲載されていれば、同様の働きかけが全国の家庭裁判所で行われることも心配されるのである。

子の監護に関する手続きでは、何よりも子ども自身の声を聞くことが求められる。英国司法省の文献レビュー(2020)に紹介されている研究では、Holt(2018) は、子どもの声を聞くことは、子どもの権利、子どもの自尊心、エンパワメント、自己コントロールの感覚、逆境への対処力となると述べており、子どもの意見を聴取することが「子どもの重荷になる」という意見に対しては、子どもは決定権でなく、子の意思が聞かれること、尊重されることを求めていると、述べている。そして、実際の子どもの意見として、

「私たちは(面会交流に)行きたければ行けばいい、行きたくなければ行かなければいい、選択がしたい、選択肢が欲しい」という声を紹介している。

なお、調査官が子の意見聴取をする際に、気をつけなければならないことは、子どもが面会交流に消極的な姿勢を示した時でも、面会交流を促す働きかけを避けなければならないことである。本調査結果においても、調査官が「面会交流に応じないと、お父さんが自殺するよ」といった働きかけがあったと示されている。このような子の意見を尊重しない姿勢は、是正されなければならない。英国司法省報告(2020)では、プロコンタクトカルチャーのもとでは、面会交流を子どもが拒否した場合、「なぜ会いたくないのか」「どうしたら会えるのか」「会えるとしたらどういう条件か」などと詳しく聞かれる。子どもが「会いたい」と言った場合は、「本当は会いたくないのでは」などとは聞かれない。「会いたくない」という場合だけ聞かれることが多くなる。これをセレクトィブ・リスニング(選択的聴取)といい、子が面会交流を望む場合そのまま子の意思が受け入れられるが、子どもが面会交流を望まない場合は、「本当は会いたいのでは、少しなら会いたいのでは？どうすれば会えるのか？」と働きかけられると指摘している。本調査結果からは、日本の家庭裁判所の調停や調査でもセレクトィブ・リスニングが行われていることがうかがわれる。このような子の意見表明を尊重しない調査手法は改めることが求められよう。

最後に家庭裁判所は、離婚後のこどもの養育に関する調停・審判・裁判において、一方に譲歩を迫ることなく真の意味での中立性を保つこと、また DV を軽視する運用

を改めること、そして何よりも子どもの声を聞き、尊重し、子どもの心身を守ることが求められる。この貴重な本調査結果を踏まえ、海外の知見も参考にしながら、実務を改善することが望まれるのである。そのためには、家庭裁判所の体制の整備ができるような研修や人員体制の整備が必要となるであろう。

また、本調査のような家庭裁判所での調停・審判・裁判での実態の改善がなされるべきであり、拙速な離婚後の子どもに関し共同親権・共同監護に向けての法改正を行うことは絶対にあってはならないことである。

引用文献

American Psychological Association(2008) Statement on Parental Alienation Syndrome
<https://www.apa.org/news/press/releases/2008/01/pas-syndrome>

Cafcass & Women's Aid(2017) Allegation of domestic abuse in child contact cases.
(<https://www.cafcass.gov.uk/wp-content/uploads/2017/12/Allegations-of-domestic-abuse-in-child-contact-cases-2017.pdf>)

Holt, S. (2018). A voice or a choice? Children's views on participating in decisions about post-separation contact with domestically abusive fathers. *Journal of social welfare and family law*, 40(4), 459-476.

細矢郁、進藤千絵、野田裕子。(2012). 面会交流が争点となる調停事件の実情及び審理の在り方: 民法 766 条の改正を踏まえて. 家庭裁判月報, 64(7), 1-97.

市村ちぐさ、本多洋子、高原正好ら(2020) 子の意思把握の調査に関する先行研究の実践的検証～ツールを活用した複数の調査官による効果的なケース検討の在り方について、家裁調査官研究紀要 28 号、1-66.

片岡武、萱間友道、馬場絵里子(2018) 実践調停、面会交流～子どもの気持ちに寄り添う調停実務、日本加除出版.

Meier, J. S. (2013). Parental alienation syndrome and parental alienation: Research reviews. *Harrisburg, PA: VAWnet, a project of the National Resource Center on Domestic Violence/Pennsylvania Coalition Against Domestic Violence. Retrieved September, 14, 2013.*

小澤真嗣、小野裕輝、吉永宏之ほか(2020) 子の利益に資する面会交流に向けた調査実務の研究、家裁調査官研究紀要 27 号、1-388.

R. M. Thomas and J. T. Richardson(2015) Parental Alienation Syndrome: 30 Years on and Still Junk Science.

https://www.americanbar.org/groups/judicial/publications/judges_journal/2015/summer/parental_alienation_syndrome_30_years_on_and_still_junk_science/

齋藤友由樹、大田亮介、岸本佐紀子ら（2017）子の意思把握の調査の充実に向けた調査方法の研究、家庭裁判所調査官紀要 22 号、19-127.

UK Ministry of justice (2020) Domestic abuse and private law children cases, A literature review. (英国司法省報告)

UK Ministry of justice (2020) Domestic abuse and private law children cases, A literature review. (英国司法省文献レビュー)

Wallerstein, J. S., & Lewis, J. M. (2000). The Unexpected Legacy of Divorce: Report of a 25-Year Study. *Psychoanalytic psychology*, 21(3), 353. (邦訳 フラースタイン, ルイス「それでも僕らは生きていく」(2001) PHP 研究所)

Woman' s Aid (2016) Nineteen Child Homicides.

<https://www.womensaid.org.uk/wp-content/uploads/2016/01/Child-First-Nineteen-Child-Homicides-Report.pdf>